

支那の家族と村落



* 0033967000 *

0033967-000

362. 22-S i 387 s

支那の家族と村落

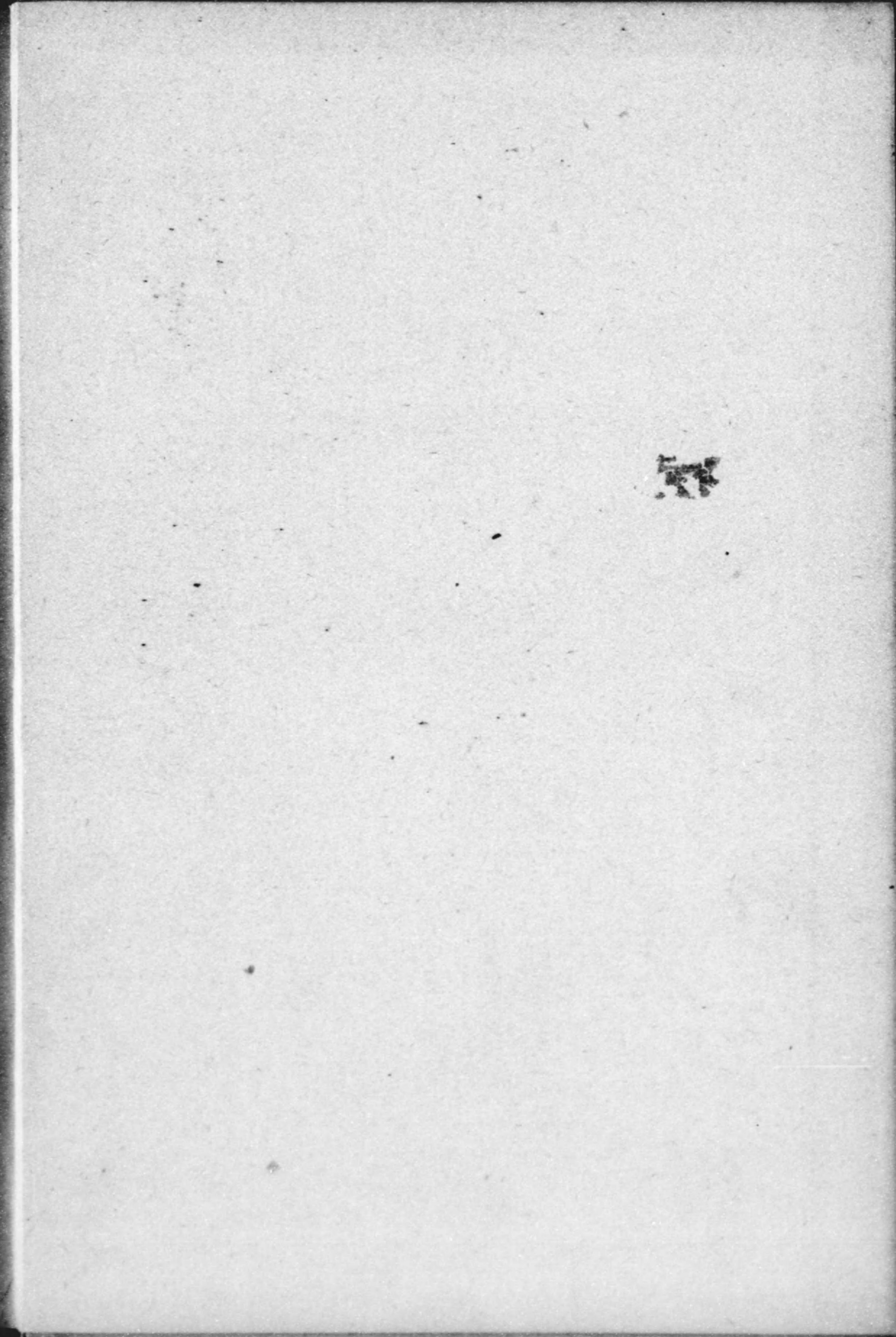
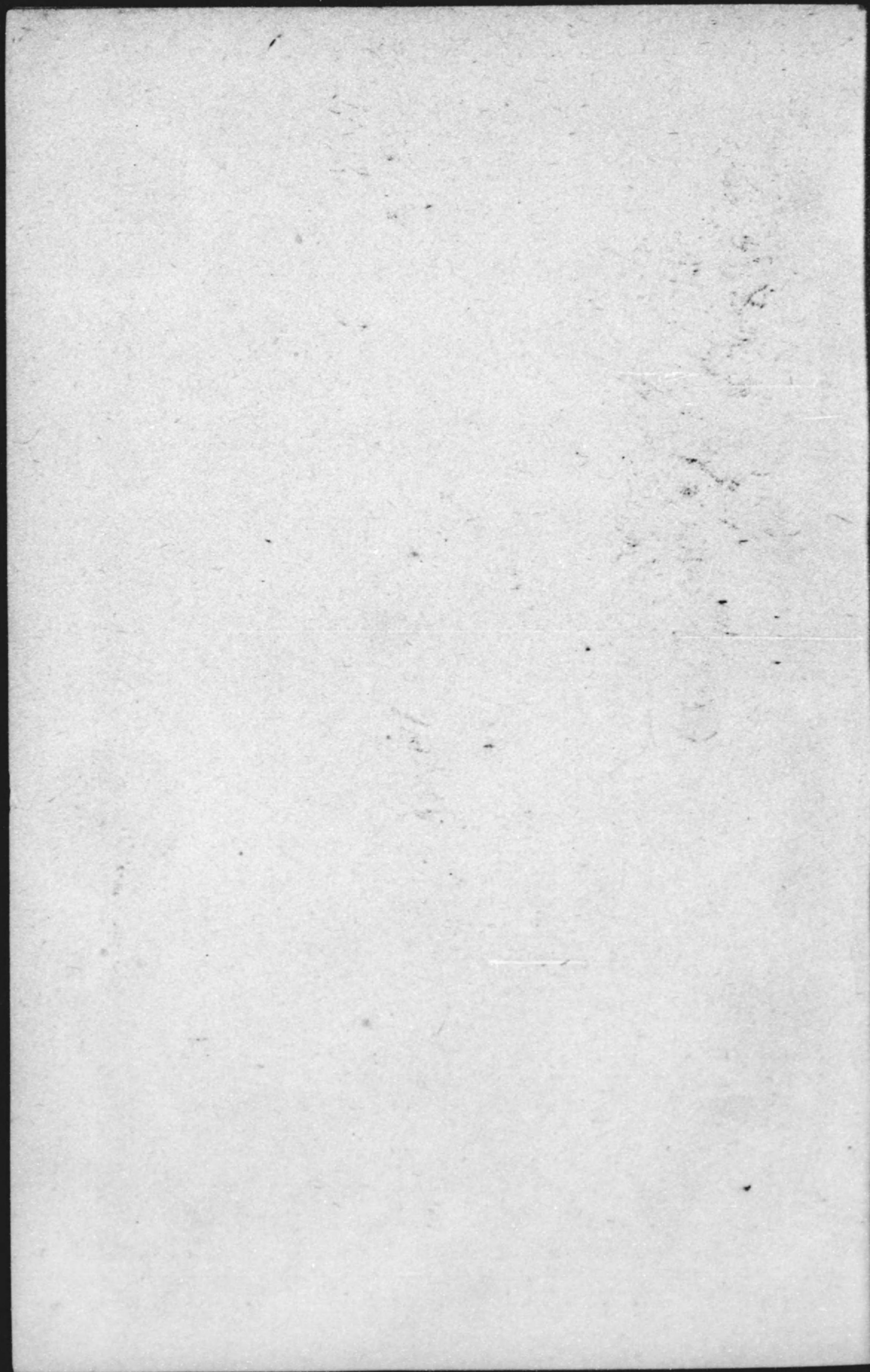
清水泰次・著

文明協会

1928

AGB

362



支那の家族と村落

序言

吾々に理想がなければならぬ。然し過去にばかり求めた氣安めでは行けない。さうかといふて新しい未來にのみ憧憬したのでも行けない。過去からの流れをさながらに見つめて、未來への流れの溝を掘らなければ。

吾々は學徒である。書齋に這入つて、研究に餘念ないときは、吾々の限らない満悦である。けれども疲れた頭を頼杖にもたせて、うつらうつらと考ふるとき、醜い闘争が家庭や村落に於いて常に繰返されてゐる。彼等は一度でも家といふこと、村といふことを考へたであらうか。家や村は歴史の積み重ねである。家を築き上げて来た祖父や父を思ふとき、吾々はもう少し謙遜でなければならぬ。また村に時めく人でも、その祖先なり子孫なりが、村人の世話になり、またなるだらうと考へたらば、奉仕の念を起さなければならぬ。家や村は刹那の本能で構成されてゐるのでないのだ。——著者——



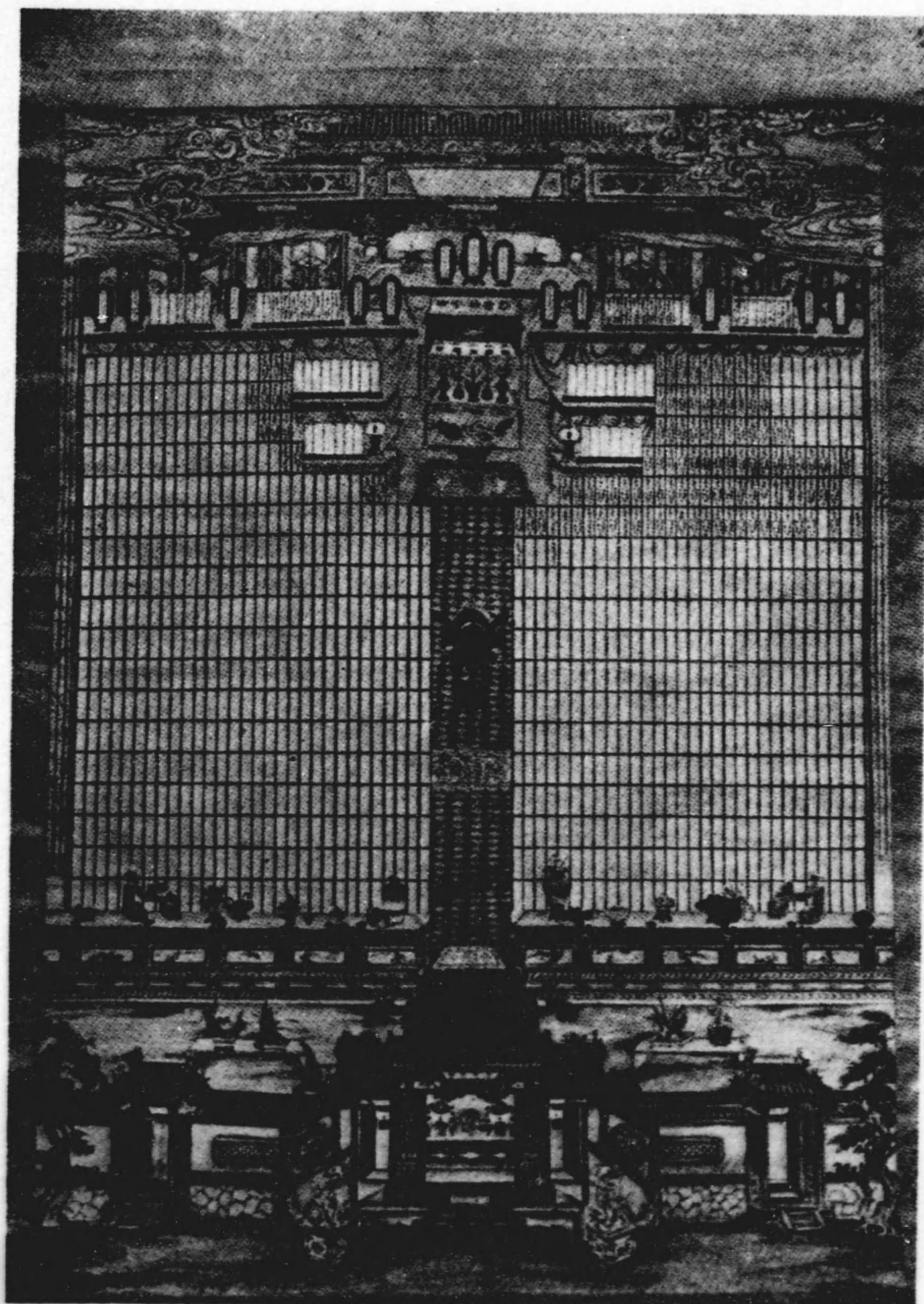
(照參説解) 牌位の廟家 (圖一第)

362.22

S:387A



219530



(照參祝解) 牌位の圖掛 (圖二第)



族 譜 (圖三第) (照參說解)

吉林果氏族譜卷三

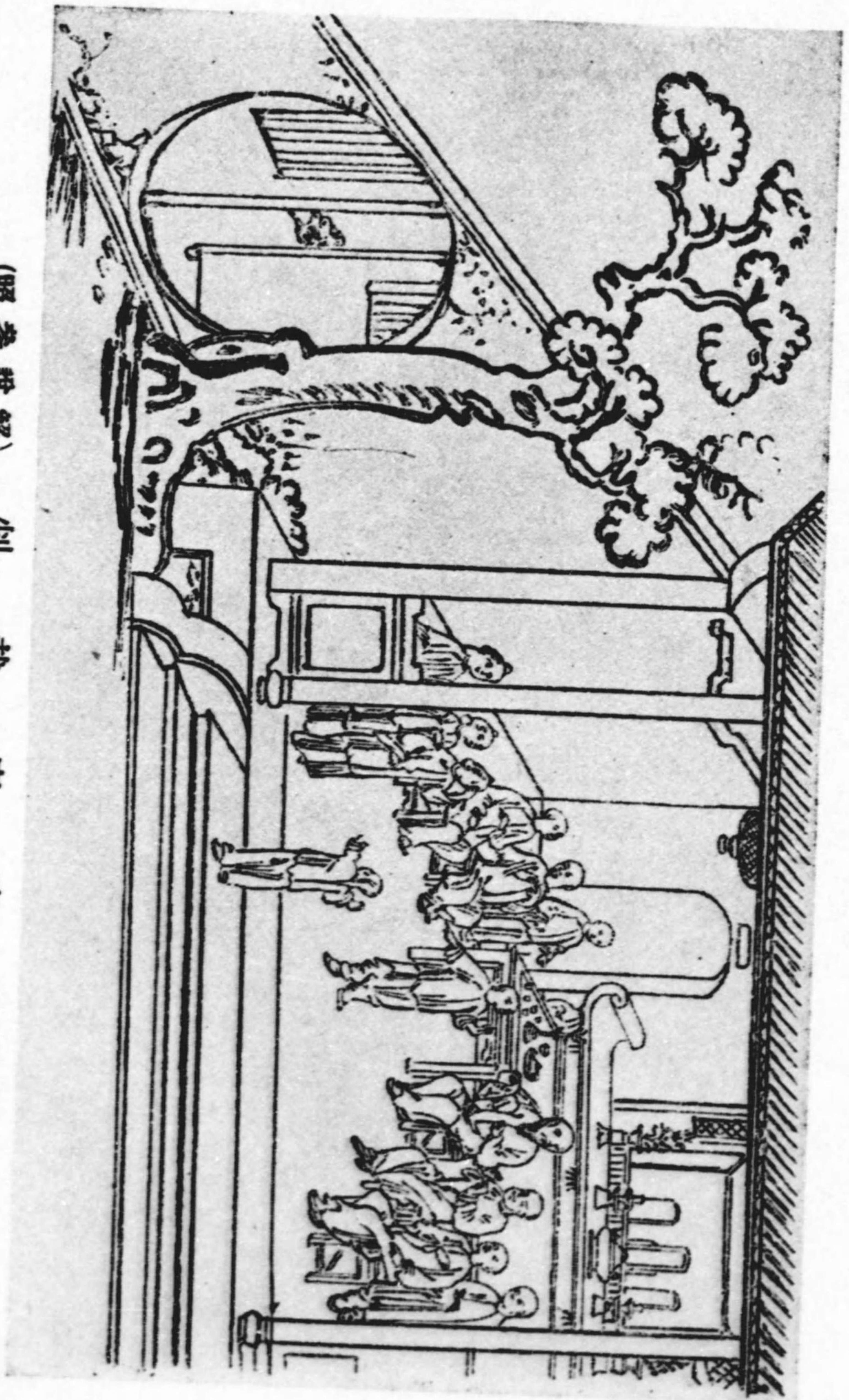


(照參誤解)

譜

族

(圖三第)



(照參說解) 判 裁 庭 家 (圖四第)

口繪解説

第一圖 家廟の位牌

これは廣東の譚氏のものである。この寫眞は廣東譚氏の家廟から私の撮つたものである。
下手な私として、はとなく撮れた方である。然し賢明な讀者の御推察を煩はさなければ
ならず、白く写つて居る一行一行の位牌と思つて頂かなければならない。また並んで
ある位牌の隅々を入行一行の位牌と思つて頂かなければならない。これも死んで見當つたり位牌
を持つて來るのてなく、生きて居るうちから位牌をそなへて置く奇特な心掛のものあり。位牌

第二圖 掛圖の位牌

これは莊士敦 (Johnston) の威海衛 (Lion and Dragon in Northern China) 二八〇頁から
撮して來たものであつて、私の直接見たものではない。恐らく安莊の家廟をこしらへ、各地から
ら來て位牌を納めさせ、私の直接見たものではない。恐らく安莊の家廟をこしらへ、各地から
方には門あり、そこに遺物の能く簡明にしらへたのである。見ると下の
の方は祖の位牌、それ以外の下は將來死んだものを書き入れることになつて居るのである。一番上
下の方は祖の位牌、それ以外の下は將來死んだものを書き入れることになつて居るのである。一番上

第三圖 族譜

一家に家譜のあるやうに一族に族譜がある。同じやうな性質のものである。一族に傳ふ
だけのものであるから、私のやうなもの手に渡る筈がないのであるが、私の手元にだけ

ても五六種ある。不心得ものがあつて本屋に賣り拂つたのである。その見本として岑氏の
 岑氏と吳家の族譜をこへ示したの付である。立派なものである。之に反して吳家の
 族譜は廣西の名族であるから手寫したの付である。斯ういふ小さな族譜をお互に
 の一族の岑氏のやうな大きな族譜は及ばない。私かわが家の傳へて貰ふものならば
 たの一族の岑氏のやうな大きな族譜は及ばない。私かわが家の傳へて貰ふものならば
 も能く先のお言葉から先の手寫傳へて貰ふものならば結構である。お互に
 ばした先のお言葉から先の手寫傳へて貰ふものならば結構である。お互に
 書體である。粗末である。家の手寫傳へて貰ふものならば結構である。お互に

第四回 家庭裁判

この寫眞はデレピスの支那一巻二百二十頁から撮つて來たのである。祖先の廟で、祖先の
 位牌を前にして、三人の女の一番前を裁きして居るところである。中央の髪を生やしたのが家長
 であらう。三人の女の一番前を裁きして居るところである。中央の髪を生やしたのが家長
 立つてゐるのは事件に就いて何か辯じて居るのであらう。向うて居る人達は家長と女の間に
 尊族で、今ならば陪審員格である。事件を聞いて嘆き合ひ、或は顔に意思表示をしてゐる。
 家長のその一人を顧みて居るのは確に彼等の意見を重んじてのことであらう。

附記

表紙 護符

裝幀用として本書表紙の表裏に用ゐた二枚の寫眞も莊士敦の威海衛一七四頁から撮して來
 たのであつて、威海衛地方に於て行はれた一種の護符である。

目次

序言	(一)
一 支那人の社會思想	(一)
二 支那に於ける同族同郷の團體	(三)
三 血族的及び地域的團結	(七)
四 他國に類例のない迴避制度	(一〇)
上編 家族關係	
第一 大家族制の存在	(一五)
一 支那史上から見た大家族制度	(一五)
二 大家族制の發達した理由	(一七)
三 大家族制保持の爲に拂ふ犠牲	(二〇)
四 大家族制と防備	(二三)

第二 同居同財……………(二七)

一 二種の大家族制……………(二七)

二 同居同財の生活……………(二七)

三 家長権……………(二九)

四 如何にして家長権は發達したか……………(三三)

第三 同居異財……………(三七)

一 同居同財より同居異財へ……………(三七)

二 廣東の許氏一家……………(四〇)

三 許氏一家を訪れて感じた點……………(四三)

第四 相續……………(四七)

一 支那に於ける相續……………(四七)

二 宗祧相續……………(四八)

三 財産相續……………(五〇)

四 同居同財の大家族制の相續……………(五五)

第五 別居同財……………(五九)

一 別居同財の現はれた原因……………(五九)

二 義莊……………(六一)

三 祭田……………(六四)

四 學田……………(六六)

第六 別家異財……………(七一)

一 宗法と家訓……………(七一)

二 血族關係のない一族……………(七三)

三 廣東の陳氏……………(七六)

四 械闘に於ける團結の利益……………(七八)

下編 地域關係

第一 郷約……………(八二)

- 一 呂氏の郷約……………(八一)
- 二 呂氏郷約の繼承者……………(八三)
- 三 郷約をどんな風に行つたか……………(八五)
- 四 康熙聖諭……………(八七)
- 五 范鉉の六諭衍義の日本に及した影響……………(九〇)

第二 備荒……………(九三)

- 一 支那の村落と天災……………(九三)
- 二 常平倉と義倉……………(九六)
- 三 社會と預備倉……………(九九)
- 四 前述の四倉の比較……………(一〇三)

第三 防備……………(一〇五)

- 一 流民の亂……………(一〇五)
- 二 城廓にて圍む支那の家……………(一〇七)

- 三 村落の防備……………(一一〇)
- 四 保甲……………(一一三)

第四 會館……………(一一六)

- 一 他郷人排斥……………(一一六)
- 二 會館の起原……………(一一八)
- 三 會館の組織……………(一二一)
- 四 會館に依る團結力……………(一二三)

第五 公所……………(一二七)

- 一 團結力強き同業者組合……………(一二七)
- 二 公所の起原及び西洋のギルドとの比較……………(一二九)
- 三 公所の仕事……………(一三三)

第六 商會……………(一三五)

- 一 全市商人の團體……………(一三五)

二 商會の勢力と現行の商會法……………	(一三七)
三 商事公斷處章程……………	(一四〇)
四 商團……………	(一四二)
第七 組合……………	(一四五)
一 苦力幫とデモクラシー思想……………	(一四七)
二 大正十一年香港のストライキ……………	(一四八)

目次終



支那の家族と村落

序言

一 支那人の社會思想

日出で、而して起き。日入つて而して息し。井を鑿つて而して飲み。田を耕して而して食ふ。帝力我に於いて何か有らんや。

これは支那の昔から言はれてる文句であつて、ちよつと見ると如何にも危険思想の如く思はるゝが、支那思想を一通り會得してから、もう一度讀んで見ると、危険思想でも何でもなく、たゞ支那人の呑氣な氣持を現したに過ぎないのである。

支那人の考に依ると、最も善い政治といふものは、やかましく法律をこしらへて、人を規則すくめにするものではない。治めざるの治、無爲にして化するのが、ほんたうの政治だといふのである。漢の高祖が天下を取つて、法三章しかこしらはなかつたのは非常に好評である。國民が秦の苛政に倦きてゐた反動にも由るであらうが、實は支那國民の機微に觸れて、かくも美しい音色を出させたものであらう。

この意味で先きの文句を見ると、支那人の最も理想としてゐる泰平の逸民といふ氣分が、言外に横溢してゐるやうに思ふ。日が出てからゆつくり起き、日が入つたらすぐ息めば、燈を用意する世話も入らない。飲みたくなつたら井を鑿つて飲めばよし、食べたくなつたら田を耕して食べよし、何も政府の力など借りなくたつてよいといふのだ。

漢の會稽の大守であつた劉寵のいふ言葉も、さういふ意味に解釋すべきで

あらう。

狗は夜吠えず。民は吏を見ず。顰眉皓髮の老、未だ嘗つて郡朝を識らず。これは田舎の老人が都も知らぬのだと解釋して仕舞つたならば、これは文字の解釋であつて、國民性を背景とした學術的の解釋でなからう。世が治つて、夜も怪しい人が來ないから、犬もなかないといふのは、治つたといふ枕言葉であつて、肝心な點はこの次の白髮の老人になつても、まだ郡役所や縣廳を知らないといふことにあるのである。何も面倒な事がないから田舎のことは田舎で片づけ官吏を煩さなくともよい。一生の間に役所へ顔出しすること一度もなかつたといふのである。村の道を一本切るにも、有司が自分の職業を放り出して、縣や省の間を走り廻らねばならぬのと比らべて味ふべきものであらう。

二 支那に於ける同族同郷の團體

支那に於ける同族同郷の團結は、外人の思ひも及ばぬ程強いものである。支那では個人を認むることが少くて、いつでも家族、村落を認むるのである。社會の單位は個人でなくて、家族かさもなければ村落である。

一人が悪いことをすれば、三族を誅せらるゝのは、吾々にもよく知れてる事で、又解ることであるが、一人が良い事をしたがために、同村のものまで恩典に浴するのは吾々に初耳であつて、又意味を理解するに苦しむのである。然るに魏書の九十一卷にその例がある。賈思は會稽の人である。元嘉三年に母を失つた。まだ葬らぬ前に、隣家から火事が起つて、思と妻は棺を出すのに一生懸命で、棺は助かつたか、自分達は焼け死んだ。役人は奏上して其村を孝義里と改め、租税を免除したのである。

人あつて、これは近隣の人達が手助けをしたからであらうと言ふかも知れない。さういふ人には、私は治平略の一卷にある事を、申さねばならない。明朝

の永樂——十五世紀の初め——の時に、山西の地方で民が逃げ租税を收めない。そこで逃げた人の税を村人に賠償させたさうである。亂暴な話であるが、支那思想からいへば、それは當り前なのである。支那では一村の租税は、一村の連帶責任なのであるから、支那で租税は請負であるとよく人は言はるゝけれど、それは支那の思想を知らずに形だけ見て批評する人の言ひ分であつて、支那思想から見れば請負といふべきでなく、連帶責任といふべきであらう。村からいくらの租税を出すといふ事が定つて居つて、それを貧富に應じてお互に出し合つてゐるのである。故に定つただけの額を是が非でも出さねばならぬ事になり、そこで一人逃ぐれば逃げた人の分を他の者が皆で出さねばならぬ事になるのである。租税ばかりでない。其他の事でも矢張りさうである。義和團事件の公文の第二條乙を見ると、斯ういふ事がある。外國人を虐殺、又は虐待した市府は五箇年間文官試験を停止するといふのである。そして山西省の太原府をはじめ

四十三の地方が停止されたのである。日本では到底考へられぬ事である。然るに支那人にすれば、それで辻褄が合つて行くのである。日本人の村に對する考と、全く違つてると言はなければならぬ。

これも外國との條約であるから、外國人から押し着けられたのでないかと、疑ふ人もあるかも知れないが、私はさう思はない。議事録を見た譯でないから斷言はできないが、恐らく支那側から言ひ出して、外國側が採用したのであらう。外國には類例のない事であり、又外國人の思ひも寄らぬ事なのである。たゞ支那人にしてのみ理解できる事である。その證據にはこの例は、義和團の時のだけの氣紛れでなく、明朝の時にもあつたのである。明史の三百四卷の劉瑾の傳にもこれと同じ様な事をいつてる。この時は、江西出身の亞劉といふものが惡事を働いたので、江西の文官試験の及第者の數を減らしたのである。

三 血族的及び地域的團結

血族だけの團結でも、地域だけの團結でも、充分の強さを示すのに、ともするとこの二つが重つてゐることもある。二重保險のやうなものである。同族で村をなし郷をなすのである。

王圻の續文獻通考の八十二卷にある宋代の張昌中は漢陽の人であるが、八世同居で然かもそれで一村をなして居た。馮京の詩に

一水深洄して村を繞滄す。子房苗裔は此間に存す。同居すること八世にして三千口。惜むべし君恩は未だ門を表せず。

といふのがある。村は水に圍まれて其間に子孫が三千人も同居してゐる。然しまだ天朝に達しないと見えて、お賞にあづからない、といつてゐるのである。恐らく廣東省の石城縣志にある、大埔といふ村は鄧姓だとか、平田といふ村は鄒姓

だとかいふのも、斯うした意味のものであらう。

明代に刊本された山西省太原府の大谷縣志にある龍泉郷の朱家堡や郭家堡も、いま滿洲の地圖にある蘇家屯や鄭家屯の如く、元は一姓で一村をなしたのであらうが、歳月を経るにつれて多く他姓を混入したのであらう。然し擬制的に一姓一村としての親しみを有つこともあるであらう。

また彼等は移住の場合にも、同族を引き連れて一村を開くことも稀でないのである。江西省吉安府の泰和縣志に宋代の地誌を引用した一節に、泰和縣が一隅に介在するから五代の戦亂を避けて此處に移つて來たもの八姓もあつて、皆それ／＼村を造つたさうである。會姓は長沙から、張姓は洛陽から、陳、嚴、王、肅、劉、倪の六姓は金陵から、何れも二三百戸づゝあつたのである。明代に直隸省の交河縣へ政府の奨勵で屯田して來た時にも、韓族は韓百戸屯を造り、劉族は劉百家屯を造つたとの事である。

もし社會がこの通りに持續されたならば、誠に結構な事であらう。故に今日になつてもなほ復活を望んで止まないものがある。清朝の張海珊も其一人で、彼は聚民論といふ文を書いて居る。皇朝經世文編の五十八卷に收めてある。この要は斯うである。

族には必ず長を置く。また年も取り徳の優れたものを副として置く。世俗一般のことは、田地や婚縁の事まで、長と副とがまづ聽き、大きな事だけ役所に届ける。租税のことも役所から族長に傳へる。族長は族内のものに割り當てる。

族内には戸籍を設けて、孤兒や寡婦があつたならば族内で救助する。學校を建て、子弟を訓へる。武器を買つて置いて盜賊を防ぐ。

かく族長が族内のことを取締るのであるから、政府はたゞ某郷に族がいなくつあるか、某族に幾家あるか、また某族の族長は誰であるか、某氏は

何族に屬するかを知つて居ればよいのである。

勿論これは張氏の理想を述べたのであらうが、全くの空論とばかり言はれないのである。氏族制度を日本獨特のものとする考へる人から見れば、支那の氏族制論は僭上の沙汰であるかも知れないが、支那の社會を上述の如く觀じれば、多少傾聽すべきものがあらうと思ふ。

四 他國に類例のない迴避制度

支那に於いて血族關係と地域關係の案外強いといふことは、中央政府から命令を行ふに邪魔になつて、つい迴避制度といふ他國に類例のないものを作り出すことになつた程である。従つて迴避制度にも、血族的な迴避と地域的な迴避との二つある譯である。

血族的迴避とは役所に親類のものが居れば、そこに奉職できないのである。

もしあつたとすれば、役の卑いものから役の高いものを避けなければならぬ。これは支那の歴代を通じての話であるが、清朝になると更にやかましくなつて來たのである。そのときに位の卑いものが前任者であつても、位の高いものが後から來れば避けなければならない。官が同じければ後のものが去るのである。また中央の官吏ならば三品以上、地方の官吏ならば按察使以上の子弟は、軍機處の參事官となれない。また中央官三品以上、地方官總督巡撫以上の子弟は、御史となれない。もし子弟の方が先に御史となり、父兄の方が後にそのやうな官に任ぜらるるならば、子弟から都察院に申し出で、都察院から吏部に通牒して本部の郎中に轉任させらるゝのである。

裁判官は、原告が被告と喪服や姻戚の關係があれば、迴避しなければならない。もし迴避しなければ、答四十に處せらるゝのである。また高等文官試験の場合に、試験官と受験生とが親戚關係あれば、避けなければならない。もし喪

服關係であるならば、外省外府であつても避けなければならない。よしんば喪服關係以外でも、住所を同じくするものや、外親、姻族、出嫁などの間柄のもの、避けなければならない。また總督巡撫布政使按察使が或省へ陞進せしめられた場合に、その省の學政と祖孫、父子、伯叔、兄弟の關係であれば、本人から奏請して勅裁を得なければならない。

地域的廻避とは生れ故郷の官吏にしないといふことであるが、これも漢代から隋代明代となるに連れて整頓し、清朝になつて定つたといふてよい。

總督巡撫から府州縣の雜職になるまで、地方官は本籍または寄留籍のある省内の官吏となることができない。二省以上を合せて一つの總督を置くところでは、總督はその省の何づれの者であつてもならない。けれどもその下の巡撫は管轄が一省であるから、その省の人でなければ差し支へないのである。また其下の官吏でも、本籍地を監督するやうな役所へ務めることができない。即ち河

南に籍を持つてゐる人は河南道の監察御史にもなれず、江西出身の人ならば戸部江西清吏司、もしくは刑部江西清吏司の郎中などになれないのである。更にまた本籍でなくとも、本籍から五百里以内の隣省の官吏となれない。寄留籍の場合でも同様である。もし何かの都合で任官するやうなことがあつても、本官でなく何時までたつても代理でなければならない。

教授、學生、教諭、訓導などの教官に、本省の人であることを必要とするけれども、その籍のある府で職につくことができない。天津府の教官は直隸の人であつて、天津府以外の人でなければならない。また直隸の人は、戸部福建司や五城兵馬司の正副指揮吏目などになれない。恐らく戸部福建司は直隸省の錢穀を兼ね管理し、五城兵馬司は京師の警察事務を掌るので嫌ふたのであらう。

何故かうした廻避制度が起つてゐるのであるかは、略察せらるゝことであらうと思ふが、念のため説郭の六十六卷にある宋の晋陽王楙の燕翼貽謀録の四卷に

いふて文句を引用して置かう。宋の初めに州郡の官吏はみな長官の推薦であつたが、大抵家族や親類のために占領されてしまつたさうである。これを同郷の場合に移して考へても、同郷の中に更に生れ故郷を重んじて他を抑制するところが十分に察せらるゝと思ふ。

それならば、かゝる不自然な廻避制度を行はなければならぬ血族關係や地域關係は、果してどんな風なものであらうか。

上編 家族關係

第一 大家族の存在

一 支那史上から見た大家族制度

血族關係の最も強く現れたのは、大家族制である。大家族制といふても、ただ家が大きい、家族が澤山だといふやうな單純なものでなく、少くも三代以上の家族が同居してるといふことである。

儀禮の喪服傳では、父子は首足であり、兄弟は四體であるから、分家しても東宮、西宮、南宮、北宮となる。そして財産も共同にして餘りあれば宗家に返へし、足らなければ宗家から貰ふといふてゐる。父の家の四方に子供が住まつて財産も共同なのであるから、一見大家族制らしく思はるゝが、これは親子一代

切なのであつて、子孫までも續くものでない。今日の親子が別家する前に、一つ家に住み財産も共同なのと、餘り違はないのである。

大家族制の初めて歴史にあらはれたのは漢代である。以前は氏族制度の時代で、詩經の中にも君であり宗であるといひ、又左傳にも姓が分れて氏となり、氏が分れて族となつてると言ふてゐる頃なのである。君を宗家として分れ、姓氏族とだん／＼に分れて來たことをいふてゐるのである。

漢の蔡邕になつて、三代同居といふ事が見え出してから、唐宋を経て今日になつても無くならないのである。趙翼の陔餘叢考によれば、南史に十三人、北史に十二人、唐書に三十八人、五代史に二人、宋史に五十人、元史に五人、明史に二十六人といつてゐる。彼は清朝の有名な考證學者の一人で隨筆の大家なのであるから、恐らく二十四史や其他の史料から掻き集めて來たのであらうが、それにしては眞先きに漢書の蔡邕を落してゐる。彼の名を恥かしむるものである。

其上にどうした譯であるか、前朝の明代に出來た王圻の續文獻通考を參考して居ないが、その八十二卷にはもつと澤山羅列してある。彼のために返へす返へすも惜むべき事である。

王圻は漢代に二人、南朝に十四人、北朝に五人、隋朝に一人、唐代に四十七人、五代に八人、宋代に七十二人、遼代に七人、元代に四十七人、明代に十三人、都合二百九人をあげて居る。けれどもこれとて完全の調査とは言はれない。趙翼よりは多く掲げてゐるといふだけで、代毎に比らべて見ると足りないところもある。であるから各省の府州縣誌にある孝友傳を調査すると、これに漏れて澤山の例を發見するのである。

二 大家族制度の發達した理由

家族制度は西洋に於いては全く廢れ、日本に於いては、今日その健實味を疑

はれながら、僅かに持續してゐるだけである。西洋に於いてはキリスト教の個人主義が勃興して來たので、家族制度の存在を許さなくなつて來たのである。日本に於いては、家族制度の長所を最もよく發揮すべき中流階級の士分が、家祿の恩典のため其程に家族制度の必要を認めなかつたから、家族制度も本來の面目を夙に失ひ衰微したのであらう。然るに支那に於いては家族制度は、ますます發達して大家族制のやうなものまで出現したのである。支那は歷朝政治がよく行はれず、國民が自分自分を守らねばならぬ状態にあつたから、家族同志の扶助を必然的に要求したからであらう。従つてこの大家族制度の意義を單なる祖先崇拜の理由からばかり説かず、もつと具體的な動機からも解かねばならぬと思ふ。

やゝもすれば儒者は現代の大家でも、その學説に都合のよささうな祖先崇拜を家族制度に力説するが、遙けき古代ならいざ知らず、現代のあの巧利的な實

際的な支那人がかうした心持からばかりで、大家族制のやうなものを行ふであらうか。さう思つて考へると、卑近で力強い現在の生活の安定の爲めといふことが浮んで來る。即ち過去の追憶からばかりでなく、お互同士の助け合ひといふことも多いにあると思ふ。これは大家族制の旌表が祖先崇拜のためといふこととでなく、相互の親密が社會の儀表となるといふことが多いといふことから察せられやう。もし偶々祖先に對したとしても、それは遠い祖先に對したといふのでなく、近くの親に對する孝行といふことである。

それであるから、たとへ祖先といふにしても死んだ祖先より生きてる祖先を意味し、また生きてる祖先に對するにしても單に敬虔な念慮だけでなく、お互が血族でつながつてるといふ我慾も加るのである。假りに祖先に對する崇拜だけであつたら、かゝる大家族制をなさずとも他にいくらか方法がのることであらう。一族が人並に圓滿であつたら、きつと祖先はよろこんで呉れる筈で、そ

れ以上數代も同居したり同財したりする必要なからう。大家族制を實現しそれを持続するには、人に言はれぬ多大の犠牲を拂つてゐるのである。

三 大家族制保持の爲に拂ふ犠牲

支那では男女七才にして席を同じうせず、といつてゐる程男女關係はやかましいのである。そこへ大家族制を行つたならば、いくら血族といつても八代九代と重ねるに従つて、愛を感じないといふ譯に行かない。また他姓の婦人が嫁として來るのであるから、必ずしも夫婦相和すとのみ決らず、或は人倫五常の一つに違ふやうなことも無いとは限らない。それを裁き、それを未然に防がんとする家長の心遣ひ、また責任は並大抵でないのである。かゝる大家族制の場合に男の部屋に男だけ、女の部屋に女だけと判然區別され、其間に見張り番格に家長の部屋があるのであるさうである。またこれだけ澤山な人數になると、我

も我もと言ひ出したら際限がないから、家長の権利は絶対であり、家族員の義務も絶対である。然し銘々に自分といふ感じのある以上は、絶対服従とばかり行かないこともある。唐の張公藝は、壽張の人であるが、九代同居して居た。齊の時も、隋の時も、みな旌表された程の名門であつた。唐になつて、高宗は親しくその宅を訪れて、敬意を表された。其時高宗は、どうしてこんなに長く同居し一族をまとめて行くのかと問はれた。張公藝は何も御答へせず、忍といふ字を百餘り書いたさうである。感心は感心であるが、寧ろ感心を通り越して悲惨といふ氣が起らないであらうか。また女連が澤山居るのであるから、さぞ姦しいことであらう。誰しも自分の妻を愛する以上は、妻の意見を取り上げねばならず、取り上げれば他の婦人との間に面白くないことも起るのである。これは「今古奇觀」といふ本の一番初めにある詩であるが、昔田氏の三人の兄弟があつた。長兄と仲兄との嫂は、みな性質の良い人なので親睦であつたが、

末弟に嫁を取つてから仲悪くなつた。ついこれまでの大家族制を止めて財産分けをし、庭の立ち木を三つに分けたさうである。そこで明の鄭濂といふ人は、宋元時代からの名譽を傷けまいために、一切婦人の言葉を取り上げぬことにした。また唐代の劉君良も家門のために、争ひの種を蒔く婦人を追ひ出したのである。かゝる血のにじみ出るやうな犠牲を拂ふのであるから、祖先崇拜もさることながら、もつと現實に利益がなければならぬと思ふ。清朝の學者方望溪も宗法といふものを解釋して、祖先崇拜のためばかりでなく、生きてる人達のためでもあると言つてゐるが、全くその通りで、これを推して以つて大家族制の場合にも及すことが能きやう。まして祖先の祭りの時を見ても、たゞに祖先を偲ぶばかりでなく、飲食を共にし、家族同士の親密をも増さうとつとめてゐるのである。

四 大家族制と防備

舊唐書の卷の八十八の孝友傳を見ると、子孫百人あまり仲好く住んで居つたといふ李知本の傳や、累代同居であつたといはるゝ張志寛の傳やが載つて、その處にかゝる文句がある。李知本の方には、盜賊は其村まで押し寄せたが這入らないで、相戒めて、此處は義門だから犯してはならぬと、いつたと書いてある。また張志寛の方にも、泥棒は其名を聞いたゞけで、寇掠しなかつたと書いてある。何れも掠奪を免れたのは、この高德名門に感じたからであると計らずも一致して書いて居るが、一體支那にさう物の解つた泥棒が居るであらうか。これは盜賊の方で大家族制だから、うっかり這入つて衆寡敵せずでも困るし、またよしんば這入れたとしたところで、煉瓦の塀や垣で迷路の如くややつこしく作られてゐるから、出るに出不れずと思つたからであらう。

有徳といふことは一種の魔力である。堯舜も兵力で外敵を従へやうとすれば従はなかつたが、退いて徳を積んだらば三苗も來り従つたさうである。また高僧を虎の檻に入れても、虎が高僧を恐れて喰はなかつたさうである。然しそれも時と場合で、この義門に對して盜賊が果して三苗の如く、虎の如くであつたかどうか疑問である。これは昔の人に有り勝ちな、道德の光を無理に擴大した見方であつて、採るに足らぬ考であらう。

かゝる大家族制には、盜賊を防ぐだけの準備がしてあるのである。革命の度に跳梁を極める兵匪となれば、政府も頼むべからず、役所も頼むべからず、ただ彼等同志の團結を頼むより外ないのである。彼等の家庭は即ち城廓となり、彼等の男子はやがて兵隊となるのである。だからイザといへば、彼等家族ばかりがそこに立て籠るのみでなく、近所隣りの人達も難をその門内に避けるのである。李知本の處へ五百餘家も來た。張志寬の處へ百數十家も集つて來た。こ

の心持ちで、舊唐書の孝友傳にある劉君良の傳を見れば、自ら明とならう。盜賊の起つた時に、近所のもの數百家來り、作つた堡を其後も義成堡といつたさうである。劉君良は四世も同居した家柄である。そこにも數百人の人達が居らう。其上に數百家を容るゝに足るのであるから、事に依つたら平素からその用意をして置くのかも知れない。況んや其中に堡を作るだけの餘裕があるのである。

明史彙の二百七十八卷の孝義傳に收むる鄭濂の傳を見ると、鄭氏も元末の兵亂に賊から免れたさうである。それもその筈であらう。彼の家は明代でも有名な大家族制で、四千人の大人數ばかりでなく、十ある大きな櫃のうちで五つは書物を貯へ、五つは兵器を貯へて居たといはるのである。更に遡つて宋史の四百五十六卷にある孝義傳の陳氏を見れば、犬百頭も居たさうである。これは番犬に使はれたのであらう。なほ福建で聞いた話であるが、田舎にある大家

族制では、銃器輸入の外交上から禁止されて今日でも、澤山の銃器を持つて
るさうである。であるから、明代での大家族制であつた鄭鉉が、利害を以つて
説けば元末の大盜阿魯灰も掠奪の手を止めることになるのである。

第二 同居同財

一 二種の大家族制

大家族制にも二通りある。一つは同居同財で、もう一つは同居異財である。
大家族といふのは、同族のものが一つ屋敷の中に住んでるのであるから、財産
まで共有にしてるのが本體であるが、また變化して同居しながらも財産を別に
してゐるものもある。これまで同居してたのであるから、分れ分れになるのも残念
である。さうかと言ふて財産を同じくしてゐるのも、都合の悪いといふ人達の
することであらう。

二 同居同財の生活

同居同財であるから、同じ圍ひの中に住むのは勿論、財産も共有するのである。彼等の性質により勤勞の種類も程度も異なるのであるが、兎に角不平もなく私有の念を起さないのである。毎朝家長のもとへ集つて其日に爲すべきことを命ぜられ、この命ぜられたまゝに分擔するのである。田疇を司るのもあれば、租税や出納を司るのもある。また賓客掛りもあれば、厨爨掛りもある。これは宋代の陸九韶の大家族制を例に取つての話であるが、同じ宋代の李昉の大家族制でも矢張りこの通りである。こゝでは智の働きによると力の耕しによるとの區別をつけず、その得たものを悉く公に提供して、少も私ないのである。即ちこの家族は二百餘人の人達であるが、官吏となつて榮達した人も、田野にくすぶつてゐる人もみな平等に口を計つて受け、婚姻喪葬の費用も定めぬ數に従つて受けたのである。

かういふ話は、支那の最も羨望するところなので、稗史野乘に多く載せてあ

る。元の張閏は延長縣の人で、八世同居同財であつた。家人百餘あつたが、少しも間言するものが無かつた。諸婦女も多く一室に聚つて仕事をし、終ると一庫に藏めて僅かでも私するものがなかつた。幼い子供が泣いて居つたならば、お母さんで見えたものはすぐ乳を與へる。またお母さんが里返へりて子を置くやうな事があれば、他のお母さんで乳を與へる。誰れの子といふことを問はない代り、子もまた自分が誰れの子であるかを深く問はない。また泉州府誌に見ゆる小岞の陳氏は五世同居であつたが、男女の作業で得たものを凡て家長の手に渡し、私蓄も私僕もなかつたさうである。この外に尺布も斗粟も私有しなかつた人達や、千人も食卓を共にした人達やの例を一つ一つ擧げて居つたら際限もないことであるから此位にして置かう。

以上の事で見ると、大家族制は極く稀な例の外は、全く家族だけの親睦で成り立つてゐるやうであるが、實をいふとそれ以上に家長といふものゝ立場が大切なのである。日本のやうな小人數の家族——僅か一棟か二棟かの家族を監督し、統御するだに戸主は骨が折れる。それが大家族制となれば數倍數十倍するのであるから、家長の骨折りは數百倍しなければならぬ筈である。

古今圖書集成は清初に勅命で出來たやうに良い本であるが、その中の家範典は更に良く集められた家族制度の資料である。この中に方綱といふ人の家は、八代も同居同財して七百人からの人數を持つて居た。それが六百の部屋に分れて居たさうである。支那流の家を想像すると、大きな屋敷にちこちと獨立な家を建て、その家を三つ位の部屋に仕切つて住んで居たのであらうと思はれる。魏書の八十七卷にある李几の傳にも、七世同居で二十二棟に分れ住んで居たさうである。舊唐書の劉君良の傳では、六つの屋敷に分れ住んで居たさうである。

それでも地方官の揚弘業をして、數十人の子弟みな禮節ありと、驚かしめた位であるから、家長の仕着けがよく行き届いて居たものと言はなければならぬ。

實際は家長の權力は、絶對なものである。家族の絶對服従はいふまでもない。子弟の外遊でさへ、家長の承諾がなければならぬ。また時によると、國法も及ばないのである。罪を犯すものがあつても、家長が裁きした後でなければ、官吏の手も及ばないのである。宋代の陸九韶の大家族制では、子弟で過つものあれば家長はこれを責め撻ち、それでもまだ改めない場合にのみ官に告げるのである。

家長のこの絶對權は家長個人のものでなく、家長が代つて行ふ祖先の名に於いて行はるゝのである。祖先の祭りは家長の特權であつて、他の誰もが代つてすることができない。故に前述の子弟に日常の業務を分擔せしむるのも、子弟の罪を裁くのも、みな祖先の祠堂に於いて行はるゝものである。なほ此外家族

内の争ひを決する場合にも、祠堂に於いては、であるから祠堂といふところは、最も神聖なところとせられて、宿娼したものは這入れない。撻たるゝと四十といはれてる。また支那で賤業とせられてる書記の一種の書吏や、其他隸僕も祠堂に這入れないのである。この祠堂の奉仕は家長の特権で、そこから大家族制を監督統御する威力も湧いて来るのである。

四 如何にして家長権は發達したか

支那の家長権といふものは、日本の戸主権よりもつと強いものであつて、世界で只一つのローマの家長権と比較すべきものであらうと思ふ。然しこれを歴史的にたどると、支那の家長権は始めから斯くの如く強いものでなく、寧ろ家族制度といふものが發達してその必要上、家長権も絶対のものとなつたやうに思はれるのである。

昔は家族制度よりもつと大きな氏族制度であつた。家族は氏族の中に包含されて居たので、丁度子が親がゝりの時のやうなもので、まだはつきりした力といふものを示さなかつた。これが氏姓制度の崩壊につれて、家族制度といふものが表面に現はれて來たのである。然し初めのうちは今日のやうに固まらず、従つて家長権も、さうたいした強味を持つて居なかつたやうである。それが幾多の悩みストラッグルの後に、絶対の地域に迄經上つて來たのである。

悩みストラッグルといふても、自分の一族の方はさう面倒もなく、ぢきに服従せしむることが能きだが、嫁として這入つて來る外來者の方は、なか／＼の困難であつたやうである。然し昔の氏族制度の頃に、いくらか認められてゐた婦人の地位をぐつと引き下げて、奴隸の境涯にしてしまつたのである。全く家長権を絶対にするために、嫁から續いて這入つて來る外戚の権力を抑壓したのである。

通鑑紀事本末の二十卷に、霍光廢立といふ章がある。其處に不思議な、吾々日本人の常識では判断の能きない光景が描き出されて居る。漢の武帝の後元年——紀元前八十八年——に、鉤戈夫人の子弗陵は年數歳であつたが、身柄が大きく智恵づいて居た。帝は非常に愛して、太子に立てやうとした。武帝は前に戻太子といふものを有つて居たのであるが、親子争ひをして殺して仕舞つたのである。帝は稀に見る優れた方であつて、東西に互る空前な大帝國を構へたゞけに、老いの身の百年の後を案ずる。今太子を立てたといふものゝ、未だ數歳の子供である。そして母はまだ若い。そこで大臣を以つて輔佐たらしめやうとして、霍光をあげた。周公の幼帝成王を負ふて、諸侯を朝せしむる圖を畫いて與へた。後數日經つて帝は鉤戈夫人を呼んだ。簪項を脱つて、叩頭せしめた。帝は左右のものに言ひつけて、夫人を引き連れて掖庭の獄に送らせた。夫人は何の罪あつて獄に送らるゝかも知らないので、もう一度振り返つて何か

言はうとした。帝は促がし去らせた。汝は活きることの能きない身だ。夫人は死んだ。雲陽宮には、暴風不時に塵をあげるさうである。夫人の棺は、その夜ひそかに葬られて、しるしばかりの土が盛られた。後帝閑居して、左右のものに問ふた。外人はこれを何と見るか。誰も答へるものがなかつた。帝の曰ふのに、汝等呂後のことを知つてるか、故に去らざるを得ないのだ。幼帝立つて呂后が權を振ひ、呂氏の專横を來したからである。

もしこれが只一つの例であつたならば、誰しも武帝の冷腸を笑ふであらう。然し北魏にも子貴く母死するの律があるのである。皇后といはず、夫人といはず、天子に愛されて、他日子の皇太子になることがあれば、その母に死を賜ふのである。魏書の十三卷の皇妃傳に、宣武皇后高氏は子生れて身死するも辭せざるところだといふてる。これでは未だはつきりしないといふなら、通鑑の百三十五卷の永明元年の條に紛れもなく書いてある。魏主の後宮平涼の林氏は子

恂を生んだ。祝賀の大赦が行はれた、然るに文明皇后は、恂の當に太子となるべきので林氏に死を賜ふた。そして自ら恂を養つた。親のなさけで安んじて死ぬのかも知れないが、それにしても悲惨なことである。

世には空しい犠牲はない。この犠牲によつて、婦人の地位はただ子を生むための役目に墮落し、外戚の専横は全く支那の歴史から跡を絶つたのである。嘗つては夫婦は併合なりといはれ、半を合して夫婦の一體をなすものであると、周禮地官の鄭玄の註にもいはれたものである。英の *better half* 佛の *moitie* と何等優劣がない。然るに後世は全く變つて、纏足を強ひられ、男子の奴隸と成り下つたのである。また外戚にしても其通りだ。漢の時には、呂氏が劉氏を壓して天下を將に奪はんとし、王氏は遂に文字通り天下を盗んだのである。けれどもそれから後の外戚は、明を最もよい代表として、ひたすら身を卑くして害の及ばないことをのみ祈つてゐる次第なのである。

第三 同居異財

一 同居同財より同居異財へ

大家族制を行つて、義門と謂はれ天子から旌表さるゝことは、誠に名譽なことに違ひないが、それは人並みの能きることでない。そこで壊れて行く多くの障害が、萌ざして來るのである。内から考へるならば、數百人の家族が一所に集つてゐるのであるから、必ずや多少の反感を持たねばならない。自己を否定するだけの充分な修養が銘々について居るならば、何でもないことであるが、それを皆に要求することは無理である。いくら服従に馴らされてゐる時代だとして、自由意志といふものが頭を擡げて來る。それでも小さいうちから兄弟として育て上げられてゐる兄弟なら、一脈の愛情も温かく通じてゐるだらうが、大きくなつ

てから来る嫁さんには生家の家風も手傳つて、頭から自我を抑へつける譯に行かなくなる。

つぎに慾望からいつても、皆が皆まで己れを空しくして共産に奉仕することが能きであらうか。いくらかの私財を其間に認めなければならぬ。王圻の續文献通考の八十二卷にある宋代の陸九韶の大家族制はそのよい例である。彼の家では同じ屋敷に住み、共同の財産ではあるが、食べることだけは別々であった。米を配つて遣る。それを炊ぎ蔬肉を辦するのが銘々の負擔である。飛彈の白川村にある大家族制も共産ではあるが、家族銘々の餘分な働きは其人自身の所有になるのださうである。例へば田を耕するのは共同なものであるが、田の畔に豆を少々植ゑるのは、植ゑたものゝ所得となるのである。三度の食事は全體一緒であるが、自分の子供にちよつと物を買つて呉れるのは、その豆の所得からである。

斯うした内外の事情が追々深くなつて行けば、皆分れ分れとなつて行くのであるが、さうかといつて祖先の折角同居同財して來たものをむざ／＼分析して仕舞ふのも、何となく氣にかゝるといふのが同居異財となるのである。住居だけは昔のまゝに一所にして置いて、財産だけは別々にするといふのである。これは祖先からの傳統と名譽とを體よく受け繼いで、財産私有といふ慾望を縦にし得るので、面目と實益と一舉にして得る譯である。大家族制の長所を残して短所だけを去つたやうな氣がする。支那人の最も喜ぶ面目と實益とがあるので、案外多く存在して居たらうと思ふ。

そこで支那へ行く度に見やうとするのであるが、折あしく出遇はない。其理由を調らべて見ると、一體家族制を奉ずる家は、澤山な地面を占めて居る。ところが世が開けて來るに従つて、病院なり役所なりを建てるために、斯かる一かたまりの大きな地面を要するので、自然この十軒とか二十軒とかの集まつて

る大家族制のうちに目をつけて賣り方を交渉する。でないに此ほど大きな土地を容易に求められないのである。であるから今支那へ行つて來ても、それほど多く残つて居ないのである。勿論これは大家族制が、以前ほど盛でないことを語るものである。如何に財閥の力といふても、所有主に就いて祖先の心血のそそがれた土地といふ觀念があつて、賣らうといふ意志がなければどうにもならぬのであるが、大家族制が昔ほど勢力のないためよい買ひ手があつたならば、値次第で賣つてもよいと云ふやうな風になるからである。

二 廣東の許氏一家

右の様な譯で少くなつてるので、私が見たのは廣東の許氏一家である。都合十一軒の家がひと圍のなかに住んでるのである。

許といふ家は、もと同じ廣東でも潮郡の澄海縣の方に住んで居たのである。

これは福建境の今の潮州である。始祖の名前を梅齊公といひ、子孫は今でもなほ潮州に住んでるものがあるさうである。その第十五代目の孫の穎園公のときに廣東に移り住んで、その子供が藍田房、連城房、拜庭房、蘊石房といふ四つの大きい家族に分れた。房といふのは、一つの大きな家族のあつまりである。臺灣の林家なども第一房、第二房、第三房といふ風に三つに分れてる。この許家の四房のうちで、私の訪れたのは第三番目にある拜庭房である。いまの主人は許炳榛といつて、清朝の頃に外交官で日本へ來たことのある人である。また亞米利加へも行つたことのある人である。本年春、桑港を通つたとき、この人が總領事として來て居た折に書かれた岡州會館の額を見て、再びめぐり會つたやうななつかしさを覺えた。斯ういふ譯で、この人は外國語こそ能きないが、可なり世間のことを知つて居られたのである。そこで私は、他人の家族の内情まで立ち入つて尋ねるので幾分遠慮はしたものの、割合に満足の行くやうに聞

くことができたのである。

まづ私は、家譜といふものを見せて貰つた。家譜といふのは家の憲法のやうなもので、家族の知らなければならぬ事項が、細大漏らさず書いてあるものである。其要點を書き取ることまで快く許された譯であるから、今それを紹介しやう。

第一巻は、舊序、誥敕、旌表、恩旨、奏摺で、舊い家譜の序文や、天子から賜つた敕や旌表、それから天子に奏した文章などが載つてゐる。第二巻は、修譜、凡例、祭儀、藝文で、家譜を編修するときの注意や、祖先の祭りの方法や、その他一族のもので作つた文章などが載つてゐる。第三巻は澄海世系紀で、許家の出生地に居る方の家のことを書いてゐるのである。第四巻は、藍田房世系紀、連城房世系紀である。第五巻は、拜庭房世系紀、蘊石房世系紀である。

その道光二十九年の序文で見ると、この家は同居同財であること四十餘年の

久しきに及んだのださうである。その後の序文がないので、何時頃から同居はとにかく同財が崩れて今日のやうになつたのか解らない。家長である許炳榛氏は三等嘉禾章外交部任用、改分江蘇特用道尹、前金山總領事といふ偉らい名刺をもつてゐる手前でも、もう少し自分の家の歴史でも知つて呉れると都合よいのであるが、何も知つて居られない。仕方がないから、私の直感した點だけを極めて率直に述べて置かう。

三 許氏一家を訪れて感じた點

第一に感じたことは、この十一軒は一つの圍ひの中にこそ居るが皆別々であつて、八百屋にせよ菓子屋にせよ、自由に圍ひの中に這入り込んで、一軒一軒流し廻つてたことである。これも考へれば、財産が別々なのであるから、あたりまへの現象なのであるが、然し一つ屋敷として居りながら其中へ物賣りを這

入らせて、往來と少しも違はせぬなど不思議に思はれる。

第二に家長ともいふべき許炳榛氏と、圍ひの中に住んでるいはゞ一族との間の關係が、頗る冷淡さうに見えることである。私達が許氏と連れ立つて圍ひの中を歩いて居た時、屢々家族の人々とも出遇つたが、何の挨拶もせず全く路傍の人のやうである。お前はお前、俺は俺といったやうな氣分で、笑顔も向けて呉れぬのである。

第三はその圍ひの内に住む人の數さへ知れて居らぬのである。昔なら家長は家の責任を有つ人であるから、家の人數くらゐ知つて居らなければならぬのである。それが今日は全く明らかでない。たつて聞いて見たら、男の數は百七十人くらゐだと答へられたが、女の數は皆目解らぬのである。何故男の數だけ解つてるのであるかと、折返へして聞いて見たらば、それは春秋二回に家廟の祭をするその時に、肉を分つからと答へられた。それを昨といつて、豚の肉か羊

の肉を分つのである。これは左傳あたりからある古い風俗で、今日もなほ存するのは、誠に奥ゆかしいことである。この肉は男だけに分けるので、女には分けない。それ故男の數は判るが、女の數は判らないのであるといふのである。なるほど尤もな話であるが、それにしても大家族制が嚴存して居たならば、女の數も知れさうなものである。然るに今は崩壊して、女を迎ふる場合にも、何等家長の許可を得ないで迎へるさうである、昔とは全く變つて、家長に相談もせず自由に妻や妾を入れるやうになつたさうである。

第四に祖先崇拜の崩れたことである。家廟を衍祥堂といふ。壁に家規も貼つてあつたが、文字も薄くなつて讀めない。家譜では、家廟で會議するやうになつてるが、果して行はれてるかどうが疑問である。また家廟に收められてる大切な位牌なら、その位牌は誰の位牌であるか知らぬの事を知つて居るべき筈である。で家廟へ連れて行かれた時、私は昭穆の順序を見るために、位牌の一つ

一つを聞いて見た。右の方に愼堂公の位牌があり、左の方に頼園公の位牌があった。その一段下の段に拜庭公の位牌があった。その右と左に梁太淑人と黄太夫人との二つの位牌があつた。夫人と妾とであるさうである。これだけは兎に角く知れたが、その次にある右五つ左四つの位牌が誰に當るのか、いくら聞いても判らない。苟くも責任ある家長が、僅かこのくらゐしかない位牌を尋ねられて、答の能きぬとはおかしな話である。日本流に考へて、祖先に對する崇拜の念が薄らいだから忘れられたのであらうと、見て差支へなからうと思ふ。

第四 相 續

一 支那に於ける相續

今日日本で相續といへば財産相續のみ考へらるゝが、それはもとの意味でないのである。家督相續には、祖先の祭を引き受けること、祖先からの財産を引き受けることの、少くも二つがあらう。

支那に於いては、この二つははつきりして居る。祖先の祭を受け繼ぐ方は嫡子から嫡子へと續いて行くのに反し、財産を受け繼ぐ方は男の子に均分されて行くので、二つは別々な姿を示して呉れる。日本の方では、二つが重つて一人に行くので、やゝもすれば無形の祭の方が、有形の財産の方に打ち消され勝ちであるのにくらべて、支那の方は餘程有利な地位に置かれて居る。

二 宗祧相續

祖先の祭の相續を宗祧相續といふ。宗とは祖宗の宗である。もつとはつきり言ふならば、祖は始祖だけのことであるが、宗は祖から分れた幾人もの小祖先である。祧とは廟のことである。そこで祖先の廟といふことになるが、其處で祭る祖先の位牌にも自ら制限がある。祖先でありさへすれば、誰の位牌でも構はないといふのではない。自分を遡る五世の祖だけで、それ以上は祭らなくともよいのである。昔から五世で因縁が切れるといふて、以外となればその位牌を同じ廟の内でも夾室といふて傍の方へ遷すのである。

祀る人を宗子といふ。宗子は嫡長男でなければならぬ。けれども嫡長男に差し支へたならば嫡子孫に行く、その嫡子孫にも差し支へたならば嫡次子孫に行く、嫡次子孫に差し支へたならば庶長子孫、庶出子孫といふ風に行くのであ

る。然しこの場合でも、女子には絶対に行かないのである。男系主義の國であるから致し方ない。同じ腹から生れて居りながら、男子の親族を宗親といひ、女子の親族を外親といふのである。また明史藁の二百八十二卷の外戚傳にある陳公の傳では、二人も女の子があつて殊に二番目が太祖の純皇后であるにかゝはらず、陳公には子なしと書いてるのである。

かく養子の能きない國であるから、是非とも男の子を持たねばならない。明律國字解の十九卷にいふてゐる。母丘長は母の辱められたのを怒つて、その醉客を殺した。太守の昊祐は死罪とした。けれども彼に子のないのを憐んで、妻を牢に入れ、懷妊するを待つて死刑にした。明史藁の二百七十八卷の王世名の傳によると、彼は父の讐を討たんとしたが子がな。子の生まれるのを待つて、吾れ後あり方に死すべしといふて仇を報じたさうである。

であるから妾も必要になつて来る。それはほんたうに必要として認めただので

あつて、不道德をせよとの認め方でないのである。明律の戸律婚姻にある妻妾失序の條文に、民年四十以上で子のないものでなければ妾を娶らせない。違へば笞うつ四十であると定められてゐる。大清律では都合わるいと思ふて取り去つて仕舞つたが、その精神を抹殺することはできなからう。

三 財産相続

宗祧相続と財産相続とは、全く違つた行き方をして居る。宗祧相続は獨占的であるが、財産相続は男子のありたけに均分するのである。大明律の卑幼私擅用財では、家財を分けるに均分でなければ、二十貫毎に笞うつ二十といふてゐる。これは支那人の考では、兄弟といふものは親の血を均しく享けたもので、總觀すれば一體、分觀すれば平等といふことから來てるのであらう。儀禮十一卷の喪服不杖期にも、昆弟一體也とある。莊子にも兄弟は手足であるが、夫婦は衣

服のやうなものである。衣服は破るれば改めることが能きだが、手足断たるれば再び縫ぎ難いといふてゐる。であるから均分相続は、支那の古今を通じての主義思想である。唐律疏議の十二卷にも本文には、分配は均平でなければ侵したのを計つて賊で論ずるといひ、疏議には分配すべき田宅財物は兄弟均分でなければならぬといふ。従つて大清律は、大明律の文句をそのまま襲用してゐるのであるから、再び繰り返へす必要がなからう。

つぎに宗祧相続は嫡長男一人であるが、財産相続は凡ての男の子に及ぶのである。明律の戸律戸役にある卑幼私擅用財の條例には斯ういふてゐる。家財田産を分析するときは、妻の子でも妾の子でも婢の生んだ子でも構はない。いづれも均分である。たゞ道ならぬ事で生れた姦生子であると、半分しか貰へないのである。明令もこれと同様なことをいふて、更にその次にもし別に子がなくとも正當に繼ぐべき人を立てたならば、姦生子はこの人と平等に分ける。繼ぐ人

がなければ全部をうけるのである。婢生子のことは前漢書の三十一卷にある陳勝の傳では奴産子といふてゐる。唐の顔師古の註では家生奴といふてゐる。古今筆記精華錄第二卷の事源では、家生子といふてゐる。古今圖書集成の家範典第六卷の齊東野語に、婢生子の分配にあづかつたことを書いて居る。吳興の富翁莫氏は年老いてから婢に子を生ませたが、一族の手前もあるから婢を他に嫁がせて生み落させた。翁の在世中は年々饑米糲絮の類を送つて居たが、死んでからも田園屋業の配け前を送つたさうである。單に金があるから遣つたのでなく、配け前として遣つたのである。

つぎに宗祧相續は女子を除外したが、財産相續は女子を條件付きで認めるのである。女子は別に財産相續といふ意味ではないが、奩といふて嫁入の資用を當然貰へるのである。父の心持ち一つ、兄の氣分一つでどうにでもなるといふのでなく、當然貰へるのである。然しそれは男の兄弟のある場合である。も

しなかつたならば、財産相續にあづかれるのである。明史藁の鄭澆傳にかういふ話がある。張某には男の子がなかつた。そこで自分の財産を悉く女の嫁入り先きの鄭銘に贈つたさうである。また妻も受けることが能る。これも他に男の子がなくて、受け手のなかつた場合に限られてゐるのである。棗林雜俎の義集にあるところでは、會稽の范氏の二女はともに可なりの財産を有つて居たが、それは何づれも嫁いでから夫のなくなつた後の、財産を受け継いだのださうである。

最後に宗祧相續の開始は、家長の死亡と同時にであるが、財産相續の方は尊長の喪が終つてから開始せらるゝのである。宗祧の方は、祖父や父がなくなればすぐ相續できるのであるが、財産の方は母の喪まで服した後でなければ、相續できないのである。古今圖書集成の家範典第六卷にある劉閔の傳に、廬墓三年の後に弟婦分産を求めたといふのは合法なのである。これは財産を父母祖先の身

體になぞらへての話で、親達の生きてる間に財産を分けるといふことを、親達を生きながら手取り足取りして分けるやうなものだといふ考から起つた習慣なのである。然し不便千萬なことである。そこで明律の戸律戸役の別籍異財では、凡て祖父母父母いまして子孫別に戸籍を立て財産を分異すれば、杖うつ一百と定めて居るが、その施行がとかく社會事情と合はなくなつて來るので、二三の寛和法が生じて來たのである。

第一は、祖父母父母の親告罪としたのである。親告罪としたら、恐らく事實に於いて罪に問はるゝものが無くなるわけであらう。第二は、父母の許すものは、差し支へなくなつたのである。かくなつては如何なる場合でも、親が許さないと主張して子を罪に陥す筈がなくなるから。第三には、時代の新しくなるに連れて罪も輕くなつたことである。唐律疏議の戸婚では徒三年といふて居たのが、明律では杖うつ一百に減ぜられ、更に清律では遺言なら律文の通りに罪

しないといふ風になつて來た。以上の理由から考へると、親の生前或は喪中に財産分けの能きないといふ事が、だん／＼空文になつて來たことを認めない譯に行かない。

四 同居同財の大家族制の相續

同居同財の大家族制の相續も、上述のものと大した相違もないのであるが、便宜のため明史藝二百七十八卷の鄭氏を例にして述べて見やう。この家は宋元明の三朝に亘つて、孝友傳に出て居る名門なのである。こゝでも宗祧を相續する宗子と、共同財産その他の家政を相續する家長とが別々になつて居る。日本の如く賢愚にかゝはらず、長男たるが故に無理な負擔を強ふるものは、如何なものであらうか。少々不肖でも務まる宗祧の方は長男に繼がせるとしても、事務の敏活を要する家政の方は、次男でも三男でも引き受けた方がよくはなからうか。こ

融が選ばれた。鑑鈞銘のいづれにも移らなかつた。文融のなくなつたとき養子の欽が受け、これから従弟の鉅に及んだ。それから後は銘鉉渭廉漢となつてゐるのである。また古今圖書集成の家範典第六卷によれば、河東の姚氏も同居同財の大家族制であつて、世々尊長の公平なものを家長として家政をとらしめた。これは系圖であげるほど委しくないので困るが、人物々と選めば矢張り飛びくことになることであらう。

第五 別居同財

一 別居同財の現はれた原因

血族につながれて大家族制をなしてゐるのも良いことであるが、やゝもすれば人間を悪くする。第一に卑屈になる。絶大の家長権の下に小心翼翼として服従して居らなければならぬから。第二に懶惰になる。生活といふ心配なく自我を殺してゐるのであるから。

そこに別居の有利なことが充分に現はれてゐる。然しみながみなまで人並みなくらしをすることは、容易なことでない。中には祖先の祀りさへ能きないものもあらう。また子供の教育も満足にやらせられぬものもあらう。日本のやうに、家祿があつても落ちぶれる旗本や藩士のある世の中だから、支那のやうにそれ

のない社會ではむしろ當り前のことであるだけに、同情すべき事である。

他人でも同情すべき事であるから、親族の身になつたら尙更のことであらう。側隱の氣動いてすぐにも救つて遣りたいのであるが、それも一人二人でない。よしんば一人二人は救つたにしろ、其れで盡きたといふのではない。まして誰某を救つたが、誰某を救はぬとあつては、却つて親族の平和を紊すことになる。そこで救済の資金を寄附することになるのである。

單なる救済の名儀で資金を寄附することもあるであらうが、また特に名ざした使命の下に寄附することもある。義田は前者の例であり、祭田學田は後者の例である。小さいうちから知り合つてゐるものゝために、たとへ少しながらも使つて呉れと出す楽しみは、いくらかでも功成り名遂げた東洋人のみの縦にすべきものであらう。

二 義 莊

義莊はまた義田と呼び、同じいものであることは、范仲淹の義莊も錢公輔の作つた記によれば義田といはれてゐるのである。

義莊は范仲淹（九八九—一〇五二）の創めたものである。宋の最も盛んな太宗から仁宗にかけて居つた人である。資政殿學士となつた時に、蘇州の四十余頃を寄附したのが基で、其子の范純仁も英宗の治平元年（一〇六四）に増補した。其後も、子孫がよく父祖の志を継ぎ業を守つて、今日に至つてゐるのである。

義莊の役員については、述べてないからはずきり言ふ譯に行かないが、後世の他の例から判断すると、Aの親がBとCの子を生んだとしたら、B側とC側とが同數の人を選出するのである。改選は一年に一度祖先の祭をするとき、舊役員が新役員を全戸主連の協議に推薦し、もし容れられなければ再び推舉する

のである。そして選ばれたならば、必ず神聖な義務として受けなければならぬのである。

彼等の主要な役目は、家毎に整へてある請米帳簿に従ひ人数に割り宛て、前貸もなく不足もなく月末に白米三斗を給し、更に冬になつたならば一人に衣一匹子供に半匹を配るのである。この外臨時のことを考へるならば、嫁入するものには初婚者に錢三十貫、再婚者に二十貫を、嫁を娶る者には二十貫を與へるが、再婚者には何も與へないのである。死んだものがあれば、尊長るときにまづ十貫を贈り、埋葬に十五貫を追贈する。次長の時にはまづ五貫を、埋葬に十貫を、卑幼十九歳以下の時には通じて七貫を、十五歳以下の時に三貫を、十歳以下の時に二貫を贈るが、七歳以下の時には贈らないのである。

この范氏の義莊が、非常な好成績を示した。初め十餘頃であつたものが、後には千餘頃となり、八百斛の収入となつた。そこでこれに倣ふものが尠くない。

王圻の續文獻通考の六十一卷にあるものを掲げれば、宋人の鐘鼎は嘗つて范仲淹の義田を觀て姪と偕に義莊を置いた。また王必正は范仲淹の人と爲りを慕つて、郭外の田五百餘畝を義莊とした。族人の冠婚喪祭の資とした。元人の應本仁も亦范氏の義舉を慕ふて、屋舍五百余間と腴田五百餘頃を義莊として親類の貧者を濟つた。

皇朝經世文論の五十八卷にある義莊は、たゞ給與するだけでなく、更に進んで一族の親睦を計る方法にまで及んだのである。錢大昕の陸氏義莊記によると、遺産五百畝を割いて贍族の資と爲し、一族を集めて禮を修め業を勵しめた。章學誠の廬江章氏義莊によると、田若干畝あつて族の賢能なものを以つて正副とし司らしめた。其収入を以つて族の貧者、老廢疾者、幼者寡者を救つた。また娶ることの能きない者、嫁に行くことの能きない者、葬ることの能きない者を助けた。その上に孝節を旌表し、不正なものを罰し、また時々會食して親睦を

計つたのである。

三 祭 田

祭田——昔は父子を顛覆の折に共に死なんことを恐れて、同舟せしめなかつたと謂はれてゐる。これは後継ぎがなくなつて、祀られざる鬼となつてはならぬからである。今子孫で祖先を祀らなかつたならば、祖宗の積徳に對して報謝することの能きないと言ふ不孝ばかりでなく、祖宗の靈も行きどころへ行けぬのである。

明代の萬衣のつくつた祭田は、土地が江南と江北とに分れた居たので、江南から二人江北から二人の管理者を選び出し、合議の結果で事を運んだ。その財産は四百畝の田と、それから取り上げる八百石の米とであつた。なほ此外にも多少の蘆地や沼地があつたのである。彼等はこの所得で種々な祭祀の費用にあ

てるのである。第一は年長のものが主宰で、毎年二回の祭を春は三月の清明に冬は十二月の大寒に行ふ。第二に祠堂の灑掃鐘鼓を司るものを雇ふて、月に六斗の米を給する。第三に祠堂の修築費として年に米十石と金二兩を貯へて、三年に一度小修し、五年に一度大修する。第四に祠堂へは婦女を入れない。不正なものを入れない。また如何なる理由あつても住居を許さない。たゞ祭に用ふる祭器や衣冠や書籍を藏するだけである。

此等の費用を差し引いても残りがあれば、一族に均分するのである。然し方望溪の文集の八卷にある祭田では、餘つた金を貯へて後に義田にまで發達させやうとしてるのである。また他の例では、足らなければ一族から持ち寄ることにしてるところもある。其外祭田といふて居りながら義田の性質を兼ねて、寡孤廢疾の救助や、又は學田の目的をも併せて學校及び科擧應試の援助まで引き受けてるものもある。とにかく斯ういふことが一度創つてそれが好結果であると、

さういふ事を最も要求して支那人のことであるから、すぐに真似てしかも自分の都合でいろんな風に變化させるのであるから、その大綱を見て祭田ならば祭田といふより外ないのである。

四 學 田

學田——これには三つある。一つは政府の各地に設けたもので、それは政府の學校の財産である。明代の刊本の直隸省文安縣誌に、勝芳里趙家泊の學田十二頃四十二畝、勝芳里滌浪泊の學田四頃七畝とあるのはそれである。一つは私立ではあるが、公けのために建てた學校の基本財團としての學田である。江西省瑞州府の王淹が、宋代に建てた樂善書院の學田などそれである。もう一つは私の今これから言はんとする學田で、よしんば學校があつたにしても一族だけのための學校で、大抵は學校がなくてたゞ田のみのものである。一族の子弟を

教育するための財團である。そして進んでは一族の名譽とも勢力ともなる科擧の試験に應ぜしめたものである。辭源の書田のところにある記事は、一番よく書いてあるやうであるから引用して置かう。科擧の時代に巨族大姓は、常に田産を公置して族中の子弟で生員以上になつたものには、其収入で學費を給した。これが書田であつて、福建廣東浙江には特に多くある。

廣東へ行くと、書房、書室、書屋、山房の文字を入口の上の石へ彫りつけた家を屢々見受ける。初めは學者の書齋だとばかり思ふて居たが、いくら廣東でもこれほど澤山の書齋があらう道理がないと思はれたので人に尋ねたところ、これは祖先の祭り所だと云ふことであつた。では何故に廟と記さないで、書房とか、山房とかの文字を用ひたのであらうか。それは斯うである。廟を建て、そのこの廣場を學校に使つたのである。そして昔は廟を建てるに、お上の許しを得なければならず面倒だつたので、その面倒を避けるために書房とか、山房と

かにしたのである。

廣東で譚氏の廟と學校とを兼ねてる書房へ行つて見ると、各地の譚氏の子弟で遊學してるものが二十人ばかり宿泊して居つた。支那のことであるから毎日十錢くらの費用で、後の不足額は譚氏の學田から補助して呉れるのださうである。

其處で聞くと、廣東にもう一つもつと大きな書房があるといはれた。行つて見ると、なるほど大きい。今は小學校になつて居るが、石碑を讀むと昔のことがすつかり解る。科擧の試験に来るものゝために澤山な部屋が設けられてあり、その部屋の一つ一つに縣の名が彫りつけてあつて、受験者はその出身の縣名の部屋へ這入ることになつて居るのである。たとへば香山縣から來たものは香山縣館に入り、歸善縣から來たものは歸善縣館に入るのである。

譚氏の教育事業はこれだけでなく、その本據である臺山縣の方へ行くと、驚

くほどの仕事をして居るのである。これは私が行つたのでなく、廣東で貰つた譚氏校友會雜誌によつて言ふのである。そこでは小學校二十五、その他の學校二十四五、都合五十ばかりの學校を經營して居る。これは悉く譚氏の獨力でやつて居るのである。もとは學田からの支出で足りたのであらうが、斯う大きくなつては逆も足りないので、各自へ應分に割り宛てたり、又は寄附行爲によるのである。さきの雜誌によると米國へ行つて居るものは、それ／＼譚氏教育會なるものを作つて送金してる。紐育にある譚氏教育促進會からは、或時は一千圓或時は二千圓と送つて來たのである。

* * * * *

累世同居の崩れ家財共有の壞れたところへ、義田、祭田、學田が中心となつて變轉のうちに不動を示し、何時までも祖先の鬼神を慰め、一族に生活の安定を與ふる事は如何にも要を得た事と思ふ。やゝもすれば一族の四散しやうとす

る時に、これらの絆に再び結びつけらるゝことは、何たる幸福なことであらうか。家訓をこしらへて道徳上からばかり親睦を計らせやうとするよりも、共同の財産で平等の恩典にあづかることも悪くなからうと思ふ。

第六 別家異財

一 宗法と家訓

もつと分れ／＼になつたのが別家異財である。今日の吾々社會と變らない。然しそれでも支那には、支那獨特の結びつきがある。

宗法といふものは家族關係の一般法である。嫡男の大宗と以外のものゝ小宗との關係を明かにして秩序を立てる。また従兄弟や再従兄弟の尊卑親疎を定めて身分を明かにする。また一族内部の親睦を謀るために、祭祀とか飲食とか婚姻とか喪服とかを説明するものである。たとへば飲食のときに親兄弟は一年に四回あつまり、従父兄弟は三回あつまり、従祖兄弟は二回あつまり、族兄弟は一回あつまる。そして祖先の祭をするのである。また喪服についても、死者と

の親疎によつて期間の長短をつくつて、哀悼の意を表さしめたのである。父と嫡長子とは三年であり、祖と兄と嫡長孫とはまた三年である。従父兄弟は九月で、従祖父や従父兄弟の子は五月であり、兄の孫や従父兄弟の孫は三月である。

家訓は宗法に比ぶると特別法である。或特別な人が自分の子孫を戒むるために構らへたものである。宗法は周代からあるが、家訓はもつと新らしいものである。北齊（五五〇—五七七）の顔氏が構らへた顔氏家訓は有名で、やゝもすると顔氏家訓を以つて家訓の初めかの如く考ふる人もあるが、實をいふとそれ以前にもあるのである。史記の食貨志にある家約もそれであらう。後漢書の質帝本紀にある家法もそれであらう。其後になると、唐の房玄齡も家誡を制し、穆寧も家令を作り、ますく多くなつた。今この内容の一斑をいふならば、顔氏の家訓は二十篇から成つて居る。親子兄弟の道德から社交家則の瑣末なこと

にまで及んでるのである。泉州府志の二十二卷にある陳氏の家範は僅か十四條であるが、その中には祖先の祠堂や墳墓のことから婚姻喪葬のことは申すに及ばず、田地や衣服のことにまで互つて居るのである。祠堂のところに先祖のために田祖三十石を別にして、歴代の族長がその子弟をして順番に收管せしめ、七月中元になれば猪酒羊菓を備へて祭らせ、婦人までも參列して茶湯を奉るのである。また婚姻のところに女子聘銀の厚薄は、父母の掌るところであるが、族長も釵二雙重二兩のものや裙襖椅掉などの器を祝儀にする。また伯叔兄弟嬖嫂も首飾被鞋を送らんとせば、力に應じて多寡に拘らず贈るやう定めてあるのである。

二 血族關係のなら一族

以上は血族の解つて一族的の親睦であるか、以下は血族が解らなくとも同姓

であれば一族であるといふ變な考から親睦を謀るものである。これは有力者に取り入らうとする不純なものである。

晋書に石勒と石樸とが一族になつたことをいふてる。南史に侯景と侯瑒とが一族になり、周宏正と周石珍とが一族になつたことをいふてる。また舊唐書には李義甫や李輔國がそれ／＼同姓を狩り集めて、父子兄弟になつたことをいふてる。これらは血族上何の關係もないものであるが、都合上擬制的に一族となつたのである。もつとこれを露骨に示すものに、池北偶談の二十二卷に見ゆる陳代の都官尙書孔範が、その勢を張るため帝の愛する孔貴嬪と同族になつたことや、また明史叢の百五十三卷に見ゆる成化の宰相の萬安が、自分の無學にも拘らず廟堂に權を振はんがため、帝の寵愛する萬貴妃と一族になつたことであらう。彼等が二人とも解り切つた偽りをいふて同族になつたのは古今の笑ひ話であるが、其處に大きな利益のあるのを狙つたのであらう。

思ふにこれは支那の太古からあつた習慣でなく、必ずや系譜を重んずるやうになつた南北朝頃から起つたものであらう。たゞ日知録の二十三卷に、北人は同姓を重んじて多く譜系を通じ、南人は比隣にして各自族を爲すものありと言ふてあるのを讀むと、いかにも北人と南人とで異つてゐるやうであるが、決してさうでない。まづ上海へ行つて新聞を見ると驚く。上海の新聞には時々修譜の廣告が出て居る。此度うちの系譜を作るから、縁のある方は届けて貰ひたいといふのである。吾々から見ればおかしな話である。新聞の廣告を見て初めて届け出る程の縁の遠い同姓のものを狩り集めて系譜をつくつて、何の役に立つかと云ひたくなる。それでも支那人は平氣で廣告し、平氣で修譜してゐるのである。必ずや縁も由かりもない者で、たゞ同姓といふだけで紛れ込んでゐるものも多からうと思ふ。作ふものも作るものだ。届けるものも届けるものだ。然しそれは日本人の考である。支那人になれば其處に言外の値打ちがあるのである。であ

るから明末清初の大儒である顧炎武も憤慨して、近日同姓の通譜は最も濫雜である。其實皆黨を植る私を營むので、國を蝨し民を害することであるといふてゐるが、誠にその通りである。更に南方廣東へ行くと一層甚しい。項を改めてのべやう。

三 廣東の陳氏

廣東で陳氏の廟を見たが、これは陳氏でありさへすれば、血統の續いて居る居らないを問はないのである。陳氏なら誰でも、位牌をもつて來て飾ることが能きる。であるから翁源縣官渡房十三世顯祖といふ風に、血族の所在の解つてゐるのもある代り、また全く何縣の何房に所屬するか所屬の不明なものもある。

この祭は、春二月と秋八月の二回に行はるゝのであるが、その時の祭主は必ずしも陳氏の宗子といふのでなく、陳氏で最も有力なものならば、血統をいはずに引つ張つて來る。私の行つたときは、競存省長と廉伯先生とが選ばれて居た。競存省長とは陳炯明であつて廣東の省長である。廉伯先生とは廣東でも有名な人であつて、商務總會の會長と商團の團長とを勤めてゐる人である。商務總會の會長といへば、日本の商業會議所の會頭であるが、支那ではそれよりも勢力あるもので、督軍や省長に次ぐ勢望家である。また商團々長といへば、商務總會のもつてる巡查兼軍隊の頭である。かうした二人を祭主副祭主に選舉することは、陳氏の勢力を更に大きくするものである。

然るにこの陳炯明氏は姓こそ陳であるが、實は客家の出身である。それはもう疑ひのない事實であつて、私は廣東高等師範學校の教授からも聞いたし、また陳炯明氏の出身地が、客家の本場である惠州といふところからも解るのである。この客家は一般の漢人から非常に輕蔑されてゐる賤民なのである。

さう知れ切つてゐるに拘らず、陳の一族がこの陳炯明氏を連れて來て自分達の

最も神聖なるべき祭主をつとめて貰へば、自分達の勢力も増すことになる。他の姓のものに對して威嚇がきくことになるのである。世間では、これを暗黙の間に理解してゐるので、何とも言はない。たゞ陳氏には、陳炯明氏のやうな偉らい有力家が居るのを羨ましがらるもののである。

四 械闘に於ける團結の利益

かういふ團結が、南方支那によくある械闘の場合に非常に役立つのである。

械闘とは文字からいへば争ひであるが、この時のたゞ單なる争ひでなく、氏と氏とが武器をとつて争ふのをいふのである。

臺灣へ行つて聞いた話であるが、臺灣も廣東や福建から渡つて來たものが多いため、其間に械闘が起るさうである。それもちよつと一時的のものでなく、二代三代と續くものがあるのである。さうなると争ひの状態とばかり云へず、

休みの形で續くのである。巡查が用あつて隣家の事情を聞かうとしても知らないといふ。隣同志で知らぬといふのはおかしいではないかと尋ね返へすと、隣家は親の代から引つゞき仲違ひして居るのであるから一向知らないといふのである。全く知らぬ譯もなからうが、知らぬ風をしてるのである。

かゝる状態は彼等の傳統的なものであつて、紐育へ行つて支那人も支那人町を作つてゐる程であるだけに、この械闘を忘れない。時々彼地の新聞で見ることがある。彼等は世界いたる所へ行つて、自分の生地のままな生活を送つてゐるのであるから。

であるから彼等の生れ故郷になると、更に激しくなつて來る。たとへば水争ひであると、單にそれだけで止んだことがなく、必ず同族と他族との争ひとなつて、我々の思ひ及ばぬ程の激しい械闘となるのである。中には鋤鍬をとつて起つものもあるが、多くの場合には銃やピストルをもつて戦ふのである。現にア

アメリカの同族からも譚氏へ、その事を云ふて来て居つて、銃やピストルが入用なら送る、その代りしつかり訓練して貰ひたいなど、云ふてるのである。かういふ人達の集つてる社會であるから、常に問題が絶えないのである。そして大きな械闘になるとバンフレットを出して、責任を社會に問ふのである。確か岑春煊の話と記憶するが、彼の父はその械闘の調停で忙がしかつたさうである。斯ういふことは全く世界稀に見ることであるが、世界もまた廣いと思えて、スコットランドにこれと類似のことがある。スコットランドは約九十六ぐらゐの族 (Clan) に分れて居つて、時々族と族との争ひがあるさうである。族には族長があり、族獨特の紋所があり、衣服の縞柄があるのである。日本の武鑑のやうな「スコットランドの諸族とその格子縞模様」(The Scottish Clans and their Tartans)といふ小さな本が出て居る。それによると族と族の縞柄を一見して知ることが能きるのである。

下篇 地域關係

第一 郷約

一 呂氏の郷約

郷約といふのは、地方團體が互に融和して行く上に大切な規約であつて、支那ではもつと昔からあつたらうと思はるゝが、普通歴史に出て居るのは呂氏の郷約が一番古いものである。呂氏といふのは、陝西省の藍田の豪族であつて北宋の末に呂大中、呂大防、呂大臨、呂大約といふ四人兄弟があつた。ともに北宋の大儒程顥程頤の弟子で、地方に重きをなして居つた。その中の呂大臨が主に郷約を拵しらへたのである。

この郷約は四ヶ條から出来て居る。一つは徳業相勸め、二つは過失相規す、

三つは禮俗相交る、四つは患難相恤むといふことである。そしてこれに實行力あらしむるために、衆は一番年かさで徳望のあるもの一人を推して都約正とし、學問才能あるもの二人を推して副とした。人望あるものと事務のとれるものと着き合せたところに面白味があると思ふ。この外に組合員のうちから月々一人の當番を選んで雜務にあたらせた。それから三冊の帳面を置く。入會者を一つの帳面にかく。徳業の勸むべきものある者を一つの帳面にかく。過ちで規すべきものある者を一つの帳面にかく。そして月々に會長へ報告するのである。

それならば郷の人達は、どんなことをしなければならぬのかといふに、それはつぎの禮俗相交り患難相恤むことをしなければならぬ。禮俗相交ることに就いて、特筆するやうな記事を書いてないが、患難相恤むことについて澤山の項目があがつて居る。

水火盜賊疾病死喪孤弱誣枉のことは、是非とも相救はなければならぬ。財

物器用車馬人僕は有無相通じなければならぬが、もし不急なことであつたり又ちよつと妨げがあつたならば、必ずしも貸さなくてもよい。たゞ貸さなければならぬのに貸さなかつたり、期限になつても還さなかつたり、又は借りたものを破損したりしたならば、帳面につけて置く。郷以外の隣りのものでも緩急があつたならば、救助しなければならぬ。もし救助することができなかつたならば、同郷の者に告げて相談しなければならぬ。かゝる善事はまた帳面につけて置く。

二 呂氏郷約の繼承者

呂氏の郷約が好成绩であつたので、それを繼承し祖述するものも尠くない。南宋の朱熹は、郷約を読むことを創めた。呂氏ときは、自分が拵らへたのであるから、特に讀む必要もないのであるが、朱氏るときになると、呂氏の郷約

に權威をつけて読み出したのである。まづ月の當番のものが聲をあげて讀むと學問才能で副となつて居る人が説明する。それでも了解されないならば、二度も三度も親切丁寧に説明して遣るのである。

ところが明の頃になつて更に六論といふものを讀むことが流行つて來た。明の太祖は最も民治に力を用ひた一人であるが、教民榜文といふものを出して各地方や各團體で讀ませた。教民榜文といへば、民を教ふる貼札のことであるが、それを讀むとなると可なり長いものなので、其中の主なものだけ六つ取つて、六論といふたのである。

古今圖書集成の明倫彙編の官常典にある州牧部の名臣傳に、何淡が呂氏の郷約と教民榜文とを取つて、老人に講説せしめたことをいふてる。何淡は明の中頃に山東の濱州といふところの知事であつたが、其時に行ふたものである。老人といふのは、たゞ年を取つた人といふことではなしに、年齢も相當で學問もあ

つた人を選んで任じた一つの役である。いはゞ日本の庄屋か村長になるのであるが、それよりはもつと權威のあるものである。漢の三老の如きは、高祖を馬前に諫めた話をもつて居る。明の老人もそのつゞきで、明人の書いた物によると、權は縣令にひとしいはれてる位である。斯ういふ人が六論を講義するのであるから、確かに郷人の肺腑に徹したらうと思ふ。

三 郷約をどんな風に行つたか

郷約が實際にどんな風に行はれて居たかは、朝鮮の使の趙憲といふ人が、萬曆二年即ち豊太閔の朝鮮征伐の少し前に支那へ行つて來て、宣祖に申し上げた上奏文に見えて居る。

臣竊かに中國を見ると、山海關以西では村々に郷約といふものを立て、居る。毎月朔日に約正副正及び月當番のものが、其所に集つて組合の人

達と會つて居る。そして父母に奉順し、長上を尊敬し、隣里と和睦し、子弟を教訓し、農桑を勤作し、非義を爲ないといふ六つの事を教へる。

これは皆太祖の定められた事である。

郷約所といふのは、祠堂と公會堂とを兼ねてるやうなものである。孔子や孟子の像を安置して居るところもあるし、又土地土地の氏神を祀つてるところもある。廣東あたりでは、一つの商賣人が一つの町に集つて居るので、其所ではその守り神が祭つてあるのである。印版屋は獎欄街、米屋は沙基大街ときまつてるから、その神々がその郷約所に祭らるゝ譯である。それを中心にして郷約の人達が集まることになつてるのである。今でも廣東の町の名前に東約とか西約とか中約とかいふてるのは、その名残りであらうと思ふ。即ち高第街といふのがあればそれが三つに分れて、高第街東約西約中約といふてるのである。集合日は、必ずしも毎月朔日と限つた譯のものでなく、朔望の二回に行ふこ

ともある。いや二回の方が却つて普通なのでないかとも思ふ。そして集つた人達は、先哲の像又は聖諭のかゝれた木牌に三跪叩頭し、香を焼き、それから朗讀を始むるのである。集會者の座席は、右側に學校の生徒や郷村の紳士又は年長者をならべ、左側に約長約副及び組合員をならべる。その後方に歌生や鼓磬を司るものが居るのである。

四 康熙聖諭

清朝になつてから六諭が更に十六諭になつた。順治九年二月(一六五二)のときは、まだ六つの箇條であつたのであるが、康熙九年十一月(一六七〇)のは立派に十六箇條に増されたのである。

- (一) 孝弟を敦くし以つて人倫を重んずべし。
- (二) 宗族を篤くし以つて雍睦を昭かにすべし。

- (三) 郷黨を和し以つて争訟を息むべし。
- (四) 農桑を重んじ以つて衣食を足すべし。
- (五) 節儉を尙び以つて財用を惜しむべし。
- (六) 學校を隆んにし以つて士習を端すべし。
- (七) 異端を黜け以つて正學を崇んずべし。
- (八) 法律を講じ以つて愚頑を徹しむべし。
- (九) 禮讓を明かにし以つて風俗を厚くすべし。
- (十) 本業を務め以つて民心を定むべし。
- (十一) 子弟を訓へ以つて非爲を禁すべし。
- (十二) 誣告を息め以つて善良を全ふすべし。
- (十三) 匿逃を誡め以つて株連を免るべし。
- (十四) 錢糧を完ふし以つて催科を省くべし。

- (十五) 保甲を聯ね以つて盜賊を弭むべし。
- (十六) 讎念を解き以つて身命を重んずべし。

これは有名な康熙聖諭であるが、讀んで見ると同じやうな事を幾遍も繰り返へしていふてるやうな氣がする。恐らく一般に言はれてるやうに、康熙帝の十六の年に因まんとして無理に十六にしたからであらうか。

かくて聖諭は郷約の最も中心的なものとなり、起原を俱にした呂氏の郷約よりも大切なものとせられたのである。故に清朝になつての郷約は、聖諭を衍義するところと變つて仕舞つた觀ないでもない。また郷約の成績如何によつて、役員や上官の名譽立身に關することも多くなつて來たのである。即ち三年の間その郷約内に喧嘩や犯罪がなかつたならば、役員はち賞めにあづかる。州縣の上官も政治の遣り方がよいのだといふので、昇進を早めらるるのである。

これと俱に六諭衍義だの、聖諭諺解だの、またもつとくだけたのでは、歌謠

だのといふものまで出来たのである。會稽の范鉉が著した六諭衍義は、其尤なるものであらう。

五 范鉉の六諭衍義の日本に及した影響

六諭衍義は、各諭の下に律令の條文を引いたり、その例話を入れたりしたもので、一般の人達に諭旨を徹底せしめんがためである。著者范鉉の序文にあるけれど年代がないから、何時のものとも定められないが、恐らく順治の六諭から康熙の十六諭までの間に書かれたのであらう。

琉球程順則は、この本を康熙四十七年の夏福州の柔遠驛で私費出版した。序や跋によると彼は二十五年前に、福州で師事して居た竺天植先生のところで見せて貰つて非常に感心したので、これを普及させるためであるさうである。

それを島津が得た。島津から將軍吉宗が得たのである。善い民政を布いてる

ことを上の方に見て貰ひたいためである。それほどにこの本は、日本に珍重されたのである。

吉宗は此本の普及を思ひ立つた。まづ室鳩巢に命じて、點をつけさせやうとした。ところが鳩巢は辭退した。この本は俗語が多いからもつと俗語の解るものに命じて頂きたいといふのである。そこで荻生徂徠に命ぜられたのである。徂徠は九月十五日に命をうけ、二十二日にもう點をつけて進上した。それを十一月に江戸で出版した。後鳩巢は國字解をつくつた。初め三冊であつたのを更に簡単にさせて二冊とした。翌七年四月に出版した。

これについて京都の人中村平五が享保十六年に出版して居る。同じく京都の勝田知郷は天保十四年に出して居る。また琉球の人豊川親方も寶曆九年に解釋をして居る。この外明治になつても十三年に鈴木重義、二十二年に高島嘉右衛門、四十四年に石橋絢彦がそれぞれ衍義し出版して居る。

これらの書物によつても、六諭が如何に廣くよまれたかを知ることが能きやう。當時の寺小屋で讀まれたのも多からう。これが間接の動機で教育勸語が出たと見ても、たいして支那の方へ附會するものとはかりは見られないであらうと思ふ。

第二 備 荒

一 支那の村落と天災

永豊行接永寧郷
人家種田無厚薄
前年大水平斗門
里胥告災縣官怒
有田追租未足怪
富家得田貧納租
舊租了新租促更
積千文任時估

一畝官田八斗糧
了得官租身即樂
圩底禾苗沒半分
至今追租如追魂
盡將官田作民賣
年々舊租結新債
向城中賣黃犢一
債家算息不算母

有積可賣君莫悲、
但願有兒在我邊、

東隣賣積兼賣兒、
明年還得種官田、

これは日知録に出て居る明代の俗語である。永豊といふところでは、官田一畝つくつて居れば、八斗の糧を出さないければならぬ。その八斗を納めるまでに心配で、納め切ると初めて安心する。然るに前年平斗といふところの水門が破れて水害となつた。田の苗半分も水に没してしまつた。役人がその趣きを縣に告げると、縣の役人は大に怒つて、租税を一つも負けて呉れない。そして追求すること、死んだ時に魂を戻さうとする追魂のやうである。だが田あつて租税を要求さるゝのはまだ怪しむに足りないかも知れない。今はもつと惡い事が行はれて、官田をも民の田だといふて賣つて仕舞ふ。田を買ふのは富豪であるが、この年貢を出す方は賣つた方の貧民である。だから年々未納未納が重つて遣り切れない。やつと舊債が終つたかと思ふと、もう新債を要求される。そ

こで仕方なく小さな牛を一つ城下へもつて行つて賣つた。ところが牛は困つて賣るので、先方の言ひ値で千文にしか賣れなかつた。それで利息の勘定はできたが、元を返へすことができない。然し賣る牛のあるのは、まだ仕合せだ。隣の家では、子供までも賣つてしまつた。たゞ願ふところは、子供と一緒に居つて來年また官田をつくることだ。

これは支那村落の常態であるとは言はれない。けれどもこの幾分か、彼等の常態でない、誰が主張し得るであらうか。官吏の横暴、それはやうやう賄賂で忍び得たとしても、更に天然の迫害に泣かなければならない。平斗の門の破れたくらは、寧ろ滑稽なほど小さいもので、大きい時には四郡三十二縣を水に浸し、十五萬頃の耕野を荒したとさへある。百年河清を待つ黄河が、滔々岸を嚙んで下るところでは、當り前のことであるかも知れない。また早魃の時は早魃の時で、これまで舳舻相望んで蒙古へも廻り得る濠河も、一朝早魃とな

れば幾百の扁舟を砂上に乗り捨てねばならぬ程である。従つて千里の赤土を現し出し、餓卒途に満つどころの騒ぎでなく、互に食ひ合ひ、屍骸途に満つと訂正しなければならなくなる。

二 常平倉と義倉

備荒の一つに、常平倉といふものがある。漢の宣帝の五鳳四年（紀元前五十四年）に耿壽昌の説に従つて、邊郡に倉を置き、穀價の安い時に高く買ひ入れ高い時に安く賣り出すのである。これが常平倉の創めとなつてるのであるが、實はこれより早く戦國の魏の國で李悝といふものが、文侯のときに糶といふことをやつた。秋の取り入れの三分の一を政府が買ひ上げて蓄へて置いて、凶年に安く賣る仕掛けなのである。もつと遡れば周の時にも、官吏をして收入の幾分を蓄へさせ、平時には貧窮老孤の養育救済にあて、凶年には施しをしたさう

である。

この常平倉は、歴代を通じて行はれた。米を備ふる代りに、常平本錢といふ直接錢を給したことも、また租税を振り向けたこともある。然し政府のすることであるから、とかく官吏が我儘をすることになり、私腹を肥すことになる。米の買ひ入れにも權柄づくで價を安くして買ひ入れ、高くして賣り出すことは勿論、倉の米と自分の惡るい米と玉換へしたり、また帳面から見れば未だ米や錢のある筈なのに、いざ饑饉となつて開けて見ると、いつの間にか何もなくなつてるといふことが屢々ある。そこで民間の義倉が起つたのである。

義倉は隋の文帝の開皇五年（五百八十五年）に、長孫平の上書したので出来たのである。村の家を上中下の三等に分け、秋になると上戸から一石を、中戸から七斗を、下戸から四斗を出させ、それを村社にしまつて置いた。社司が事務を擔任して居て、不作になると下戸、中戸、上戸の順序に給米する。下戸と

中戸とは借り貰ひにし、上戸は利息をつけて返へすのである。今から千三百年も昔にかゝる共同倉庫のあつたことは珍とするに足るであらう。

常平倉から義倉の發達して來たことは、常平倉の弊を矯めるために義倉の出來たのも明かであらう。しかしその内容の共同扶助といふところから言へば、五斗米賊の義倉と似てるものないでもない。三國志の第八卷張魯の傳を見ると、斯ういふ文句がある。この仲間に這入るものは米五斗を出す。義倉を作つて其處に置く。道行く者は、所々の義倉に寄つて腹一杯食べる。もし食べた外に持ち出すやうな事があれば、鬼が病を與へる。三度法を犯してから、刑罰を與へるのである。かゝる状態で張魯は三十年間も巴漢に據つて居たのである。義倉の性質から言ふても、民間村落のものでなければならぬのであるが、知らず／＼の間に政府の手が這入つて來た。唐では貞觀中に、上は王公より秋の收穫の幾分を蓄へて、義倉に置くことにした。宋では建隆二年に、官の收むる

二税の一石毎に一斗を出して貯へることにした。そこで義倉は再び官吏の手に歸して、弊害が多くなつて來た。それを改良したのが朱子の社倉である。

三 社倉と預備倉

社倉は朱子が江西の建寧府崇安縣開羅郷で行つたものである。南宋の孝宗の乾道四年（千百六十八年）に饑饉で困つた。建寧府から六百石を借りて賑貸した。作の良かつたときに元米を返させた上に、利息として一石に二斗づゝ收めさせた。小饑のときには、利息の半分を負けてやつて、一斗を取り、大饑のときには全部を負けてやつた。十四年の後に元米の六百石を還へして、猶三千一百石を残した三つの倉にいつばいある。將來は利息をとらない代り、耗米として四升づゝ收めさせやう。

朱子が成功したので、淳熙八年（千百八十一年）に上書して、全國に行はん

ことを申し出た。孝宗もそれに賛成されて、そのやうに勅されたのである。そこで各地に行ふものが續出したのであらうが、その中で有名になつたものは、左の五つにしか過ぎない。婺州金華縣の社倉。建寧府建陽縣長灘の社倉。邵武軍光澤縣の社倉。常州宜興縣の社倉。建昌軍南縣の社倉。これで觀ても社會公共のために美事な成績を擧げることが、如何に困難であるかを知ることができやう。

社會が如何なる組織であるかといふに、概ね徳ある者を社長とし、能事あり會計する者を社副とするのであるが、稀に一社のうちで義行あるもの一人を社首とし、公平なもの一人を社正とし、書算するものを社副とすることもある。彼等は一月に一會して相談することもあれば、また一月に朔望の二回に集つて協議することもある。彼等の任期も十年なものあれば、三年なものもあり、まゝ一年毎に交代するものもある。そして失態がなければ、再選されてもよいのである。

る。そして清朝になつてこれを保護優遇したことは、役員が一年無事につとむれば給するに花紅を以つてし、三年つとむれば獎するに匾額を以つてし、五年つとむれば一身の差役を免じ、十年つとむれば一家の差役を免じ、なほ總督巡撫から題請して八品頂戴を與へたのでも解る。この代り責任も重くて、諸種な調査報告ある度に自費で奔走し、借穀を完納することの能きないものがあれば、自分で賠補しなければならぬ義務があるのである。

社會は割合に良く出來て居るのであるが、それでも多少の缺陷がないでもない。それを補ふために、明代に預備倉といふものが出來たのである。これも貧民救済のために設けられたのであるが、米を呉れるのでもなくまた貸して利子を取るのでもない。たゞ貸したゞけの米を返せばよいのである。貸す方でも年々新しい米になつて返つて來る。借りる方でも利子がないのであるから、自分の倉から自分の入用なときに取つて來るやうに持つて來て、それを都合のよ

い時に食べたいだけ返せばよいのである。

これは半官半民であつて、これまでのやうに官に偏したり、民に偏したりすることがない。官の方で資金を出し、民の方で運用して居ればよいのである。また一縣四倉といふことにして、縣を中心に東西南北の四方に出来、利用するものにとつても頗る便利なのである。

四 前述の四倉の比較

なほ此外に惠民倉、廣惠倉、廣濟倉、折中倉、祖倉など云ふものもあるが、何づれも先きの四つを少しづつ變化させて出来たものであるから、それを詳しく言ふて更に混雜を招くよりも、根本になる先きの四つを今度は比較して明かにして置かう。

常平倉と義倉との違ひは、常平倉は國家の事業で、賣買を眼目とするのであ

るが、義倉の方は民間の事業で貸借關係である。義倉と社倉とは、俱に地方團體の自救事業である點に於いては同一なものであるが、義倉は比較的官吏の手を煩はし利息のないのに反して、社倉の方は全然村人の手で處理され、その代り利息を出すのである。最後に豫備倉の方は、貸借でも利息のない事は義倉に似て居るが、半官半民といふても村の老人が全部の責任を負ふて居るのは、社倉に似て居る。然しこれを所在の方面から見ると、常平倉の都會的なものを除いては、義倉も社倉も豫備倉もみな村落的なものである。而してそれ／＼特色はあるといふものゝ、單純な頭の村人のすることであるから、みな一樣に同じ組織となつて仕舞ふことも拒まれないのである。

大明會典の二十二卷にある義倉は、役員を社倉と同じ名で呼んで居る。やゝ組織を見るに足ると思ふから引用して置かう。毎二三十家を約して一會をなさせる。每會家道の殷實で徳行あるもの一人を社首とする。事を公平に處する

ものを一人社正とする。書算を能くするものを一人社副とする。朔望に一回づゝ會する。等級をつけて、上等の家は米四斗を出す。中等は二斗。下等は一斗。毎斗附加税として五合づゝ出す。上等の家が司る。荒年に遇ふと、上等の家で足らなければ借りる。そして豊年のときに、借りたゞけ返へす。中等下等の家は、貰ふのであつて返へすのではない。それを一年の終りになると、計算して府州縣に届け出る。府州縣の役人は、遣つて來て倉の米をしらべる。もし虚構のことがあれば罰せらるゝばかりでなく、會首がそれだけの米を出して辨償しなければならぬ。

表面は如何なる形式によらうとも、村人が相互に扶助し合ふ精神は、抜くことができない。村を安全に保持するための努力は、今日から見ても充分に買つてやるべきであらうと思ふ。

第三 防 備

一 流民の亂

かくて互に助け合つては居るものゝ、それでも生活に困つて盜賊をする者多くて困るのである。漢末黄巾の亂の起る前に、揚賜といふ人が上書して、直隸から山東にかけて流民が絡繹として居るから故郷へ還さなければ、大亂になるだらうといふてる。實にその通りで、流民の數は三四十萬もあつて、後に漢を亡ぼす大亂となつたのである。唐末黄巢の亂の起る時にも、逃亡する者が日に多くなつて四方に烏合し、遂に十數萬の暴徒となつたのである。官吏と見たらば一撃に撲ち殺す方針で、長安の都に攻め込んだ折など、官吏の死骸が街頭に充ち満ちて、宗室高官遺類なしとまでいはれてる。元末白蓮の時にも、山東や河

南を親しく視察した成運が上奏してゐる。連歳の飢饉で民は安じない。もし此處へ二十萬の人夫を集めて、黄河の堤防を造らせたならば、彼等は忽ち饑民となつて他日の憂をなすであらうと。然るに此説を用ひずして、元はこの人夫にパンを與へよの叫びから崩れたのである。明末の閩賊の亂は、更に激しいものがあつた。福王の隠れ家を探り出して其失を責め、屍を鹿肉と共に俎の上でたゞき雜ぜ、酒を舉げて煮て喰つたのである。此を福祿酒といふて、後の世まで語り草となつて居る。

歴史に記るされてゐるところは、天下の大亂であるから少々な防備では治まりがつかぬであらうが、斯る大亂でないものならば屢起らうし、また少々な防備でも防げるであらう。そこで支那人の家を見ても、村を見ても、吾々日本のそれとは全く違つた設備があるのである。國家が國民を守つてくれないならば、國民が自分で守らなければならなくなるのは、當然なことである。従つて國家

に忠實を誓ふよりも前に、自分に忠實を盡さねばならなくなるのである。吾々にはその何づれが前提となつて、今日の支那のやうな非國家的となつたのか、容易に斷言能きないが、たゞ吾々の以つて殷鑑とすべきであることだけを言ふて置かう。

二 城廓にて圍む支那の家

日本の塀や堀は、昔の城廓を形どつたものであるが、今日はもうその意味を失つて、たゞの美觀とまで變つて仕舞つた。支那のはこれに反して、城廓としての役目を果たすために設けられてるのである。だから塀は土塀や煉瓦塀の厚い高いもので、其中にをさまつて居れば、少々くらの流賊があつてもまづ安全だといふのである。安堵といふ文字が、そこから生れて來たのであることを考へねばならぬ。

屢兵變のある廣東の家を見ると、全く城の如くである。貧家は別だが、中産以上となれば、屋根から塀へ鐵の棒をかけ並べて、賊の這入らないやうにしてゐる。鳥籠のやうな氣がする。戸も太い丸太木で横の桁ができてゐる。新式の家では金の棒にしてある。まづ入口でベルを押すと下女は出て来るが、すぐ戸を開けないでほんの少々ばかり戸を細目にあけて、その間から名刺を受け取る。主人の應諾で始めて戸をすつかり開けるのである。もし下女が戸を少々開けた時に、外から押して開けさせやうとしても、それは駄目だ。その少々あいた戸にそれだけでも開かない鍵がかゝつてゐるのである。

彼等の財産保管もなかく嚴重なものである。五雜俎といふ本の四卷に、斯ういふことがある。山西地方の豊家は穴を堀つて、粟數百萬石を封じ込めて置く。十數年たつても腐らない。その近邊に土室を作つて、外敵があつたらば、家をあけて其中に隠れる。そして隧道を封じて仕舞へば金城湯池である。

いま廣東では、此んな事をせずに質屋へ持ち込む。支那の質屋だつて倉を持つてゐるに不思議はないが、その倉が七階も八階もあるのだから驚く。天守閣のやうである。町を見廻はして高いものは、悉く質屋だといふても差し支へないくらいである。そして入口から斜めに帳場があり、そこから螺旋形に道を取つて頂きに行くのである。だから賊は來ても、店先からぐるつと廻つて帳場へ現るゝまでに、金品を引き纏めて高く高く引き上げて行く。その所々に鐵の扉があるから、そこで防ぐことになつてゐるのである。

今はもつと新しい方法が出來た。上流の人達のすること、外國租界にある臺灣銀行へ持ち込むのだ。戦争直後に行つて見たが、保管を委託された五百萬圓の銀の山の傍に、貴重品を入れる抽斗が並んでゐる。聞けば小さい箱は月一圓の保管料で、大きい箱は月五圓であるさうである。

帆掛船で金目なものを運ぶときも、或者は恭しく軍人に頼む。すると軍人は

保險屋よろしくの恰好で、金の多寡に應じ旗だけを貸してもくれれば、兵も附けてくれる。また或者は自分で武器を用意する。鐵板で客室の兩側を圍つたりまた小銃はあるか 大砲も用意するのである。

三 村落の防備

明末に出來た宣府鎮志の十三卷に、戶籍條例があがつて居る。洪武十九年（千三百八十六年）の法令にいふ。各所の軍人や人民で丁年となつたものは、務めて本業を守らなければならない。隣里の出入にも互に知らせ合はなければならない。また游民は勿論商人でも、錢萬文鈔十貫を持たなかつたならば、村に入れないばかりでなく、役所へ送つて邊外へ遣る。また得一錄の十四卷にある慈谿縣の郷約では、工でもない商でもない逗留の閑客は、何をしでかすかも知れないから取調べる。果して善良なものなら、その居住を許すが、さうでなかつ

たら嚴重に取締るのである。これらは少々酷なやうであるが、一體悪い事をするものは土着して居る村人でなく、他から入り込んだものであるから、他から來るものを拒む考へなのである。村に互に面と突き合つて住んで居るものは、さうたいした悪事を働くものでないから。

また村や町の入口にも防備がしてある。簡單なのは、足くらゐの太さの木を一寸ごとに竝べて置くのであるが、大袈裟なものになると石の柱に鐵の扉をつけて居るものもある。町をめぐらすに城壁の設けてあるのも、人のよく知つて居ることであるが、これに望樓の設けてあるものもある。また村になると、城壁をこしらへる程の資力はないので、道路をかこんで家を城壁のやうに建て竝べる。外側は塀にして内側にだけ入口をつける。斯んな例は吾々にも珍らしいのであるが、西洋人には特に珍らしかつたと見え、レーといふ人の「支那實狀」といふ本に挿繪まであがつて居る。

それでも村で守り切れないやうな事があるのを心配して、裏山あたりに寨をこしらふものもある。明史藁の二百七十四卷にある踐祚徴の傳によると、彼は民千家をして一大寨を立てさせ、急あつたらば鉦を鳴らして相救ふたさうである。また同書の二百六十二卷にある陣灌の傳によると、彼は村を繞つて樹を植ゑさせ、賊の來た時に其處で防がせたさうである。

今もなほその通りで、英國の領事であつたテヒマンといふ人が、「西北支那旅行記」といふ本を出してゐるが、その二十頁の所に斯ういふてゐる。秦嶺の東の方を越える道に添ふて小山の頂きには、一帯に寨と呼ばれる城寨がある。それは一朝ことあれば、このあたりの山野に住む人達の逃げ隠れするところだ。しかもこの風習はこゝに止らない。陝西の西南部や四川の東北部の小山の頂きで屢見受ける。なかでも良い方の寨になると、隠れる人達のために立派な家が構へられてゐる。またその他のものでも城壁をめぐらしたその中に、泥作りの小屋

や假りの茅屋が建てられて居る。……また漢中府の鎮安は町としては何等の城壁をも有つて居らない。これは不思議だ。けれどもその譯はかうである。この町人は近くの山の頂きに、寨子といはれる特別立派な要塞を有つて居る。そして何か騒ぎが起ると、その町で防ぐよりも一層この城に立て籠つた方が便利だと考へてゐるのである。勿論官吏も巡警も一緒に行くのである。

四 保 甲

たゞに防備ばかりでなく、進んで警察制度も兵制もあるのである。それを保甲といふ。保甲といふ名は、王安石の新法の改革のときに、十家を保とし、五十家を大保とし、十大保を都保とし、衆の推すところの者二人を選んで、都保正副保副としたのから始まるのである。然しその内容は遠く周代に存するやうである。周代では、五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし

五黨を州とし五州を郷とした。そして近く清朝までも續いて今日も残つて居る。清朝では十家を甲とし百家を總甲とした。

この目的の一つは、乾隆會典の兵部に見えて居る。奸究を詰して盜匪を藏匿し、禁令を干犯するものあつたならば、甲内の者が互に相覺舉するのだといふてる。従つて一家が隱匿し、隣同士の九家や甲長が届け出なかつたならば、俱に罪せらるゝのである。

もう一つの目的は、兵制である。明史紀事本末の三十一卷の平浙閩盜のところで、正統十三年のことを述べ、其次にこれより先き御史柳華が福建に巡撫となつて居た。各郡縣に檄して、村落をして各々隘門望樓を置き、郷民をして什伍に編成したといふてる。また宋史の兵志によると、定州を知して居た膝甫が言ふのに、河北の舊縣で山谷に近い處の民間に、各々弓箭社といふものがあつた。弓箭を備へて、非常に備ふるのであると。更に北魏の頃にも、李崇が袁州

に刺史であつたとき、村には一樓を置き、樓には一鼓を懸けて盜があると亂撃した。諸村は鼓を聞くと、各要路を守つたのである。

この外、保甲の副目的に戸口調査のことも、徵稅整理のことも含まれて居る保甲冊といふものがあつて、保甲内の人口土地家屋その他のことまで網羅されて居る。清朝では毎年四回、三月六月九月十二月の朔日には、甲長が甲内の門牌をしらべて、間違ひのないところを縣に具申するのである。門牌とは日本の戸の標札の如きものである。それには保甲冊にあげられた内容のものが悉くあげられてるのである。

これらの保正甲長は、この團體での徳望あり、才識ありまた財産のあるものをあげるのである。概ね一年更迭であるが、まゝ三年に及ぶものもある。而して保正は特に夫役を免除さるゝのである。名譽であると共に、特權ある自治團長であるから、眞の力ある人を求むることが能きるのである。

第四會館

一 他郷人排斥

今日日本で會館といふことは、ゆるい會員組織の集會所のやうな風に使はれて居るが、此字のもとである支那では、もつと違つた意味に使はれてるのである。文字は同じくとも、その社會相の違ひによつて、斯うも違ふものかと思はせらるゝ一つの好い例であると思ふ。

支那の會館は、同郷のものが他郷にあつて、互の團結を計る組織及び建物をいふのである。たとへば北京に江西會館がある。桑港に岡州會館がある。これは北京に居る江西省のものや、桑港に居る廣東省岡州のものが、互に親睦を計るための建物なのである。

支那人は同郷の觀念が強いので、何處へ行つても一致團結する習慣なのであるが、これが會館といふやうな組織にまで發展するには、もう一つの習慣である他郷のもの排斥といふことを知らなければならぬ。彼等は他郷にある間は、何代たつても客籍として他人扱ひされる。支那人の立身出世の標本とせらるゝ科擧の試験にも、本籍地でないに應じられない。五雜俎といふ本に山東の濟寧州の例を引いて、どうか寄留地でも試験に應じられるやうにして貰ひたいものだといふたが、許されなかつたといふてる。また事によると子弟をも、土地の學校へ入れて呉れないのである。だから會館は自ら子弟の教育にもたづさはらねばならない。北京に江蘇高等小學校だの、安徽中學校だのあるのはそのためである。

支那人は死んだらば、屍をどんなに遠くとも、故郷へ持つて歸へる習慣である。アメリカから歸へる船に乗るのでさへ、棺を用意して船でないと乗らな

いさうである。船中で死んでも水葬されては叶はない。是非とも用意の棺に入れて、故郷まで届けて貰ひたい心願なのである。だから會館には必ず丙舎といふものがある。丙舎とは棺を入れて置く部屋である。高さ三間巾二間くらゐの部屋がいくつも續いて、その一つ一つに入れるのである。天字地字といふやうな番號があつて、其中に入れて戸をかたく閉めて置く。長いものになると二年くらゐも置くのがある。故郷へもつて行く機会を待つてるのであるが、逆も金の都合つかないものは、義塚といふて共同墓地のやうなところへ埋めるのである。多少の置き賃はとらるゝが、どうせこのやうな所に置くくらゐの貧乏人であるから、全く會館の世話になるのであらう。

二 會館の起原

斯ういふ會館が何時頃出來たかについて精確な記録はないが、中には漢唐宋

から有つたといふものもある。朱國樞の湧幢小品といへば、立派な隨筆であるが其中に、漢には封建諸侯の邸宅が長安にあつた。唐には進奏院、宋には朝集院があつた。明にはかゝるものはないが、その代り會館があつたといふて。これは會館としては明代に創つたのであるが、同じ性質のものとしては、漢唐宋に既にあつたといふ意味に解すべきであらうと思ふ。共に地方の諸侯や藩鎮が都に邸宅や出張所のやうなものを設けて置いて、一方では中央との聯絡をとり、他方では地方から都へ上つたものが、其處に集つていろいろの便宜を計つたものゝ如くである。

それが明末になると、急に會館といふ名で現はれて來たのである。沈德符の萬曆野獲編といふ本の二十四卷に斯ういふて。京師は四方の聚るところで、郷にはそれ〴〵會館といふものがある。甚だ便利なものである。我郡——秀水——には先代のときになかつたのであるが、今度初めて出來た。巍然たる華構

で誠に見事である。けれども往々同郷貴游の據るところで、薄官士人輩の少しも庇護を受けないところである。大に初意を失したと。これで見ると、京都に建てられた會館は、郷人の便としたところであるが、秀水會館のみは同郷貴游のものとなつて、一般のものとならない不平を述べて居る。これは著者沈徳符の聊か無理な注文で、北京は大官の多く居るところであるから、會館の性質にも、多少官僚臭のあることは否まれないことであらう。恐らく他郷の會館が一般に便としてるやうに書いてあつても、それは他人をよく見勝ちな弊で、實は五十歩百歩のものであらう。

私が前に會館の意味で述べたのと、今こゝで述べてるのと大分違つてるやうに思はるゝが、これも前のは一般の會館について見たのであるから、必ずしも北京のものでない。會館の起源は北京にあつて、また北京の土地柄として官僚的となるのは致し方ない。けれど一般の各地のものに、さう官僚にばかり關係

しなくともよいから、もつと民衆的になるのは當然のことであるまいか。

三 會館の組織

會館には董事が居る。名譽職で、人望のある同郷の金持ちから推薦せらるゝ。公選せらるゝこともあれば、又は稀に鬪のこともある。大抵は四人で、任期は一年である。それも四人が一度に董事であつては、事務の敏活を缺くので四季に分れて、互に責任を持つのである。會館といふても必ずしも俱樂部でないから、いろいろ官廳や他の會館との交渉事が絶えない。そこで其場合を有利にやつて貰ふため、割合に重しのさく人を選ぶことになり、つまりは官尊民卑の思想から官吏の古手を選ぶことも多いのである。

つぎに副董事が居る。十二人居るのが普通で、司月董事ともいふ。譯は十二人が十二月に配當されて事務をとるからである。同郷の同業組合から選み出す

ことが多い。副董事は董事を助けて會館の事務をとることになつてゐるが、實際の同業に關する事務は、大抵この人達で處理して仕舞ふことが多いのである。この外に司事が居る。會館の帳簿を取り扱つたり、金錢の出納をしたり、また會館の日常の事務をとる。これは董事が任命する事務員であるから、同郷人の場合も多からうが、必ずしも同郷人でなければならぬといふのでない。大概二人居つて、一人は庶務をとり、一人は金錢の出納をするのである。

この會館の建設は、同郷の有志が金を出し合ふて、知事の許可を得ればよいのである。その經常費も多くは寄附によるのであるが、また半ば規定せられた一文捐や月捐といふのもあれば、また殆ど租税のやうに定められたものもある。一文捐といふのは、毎日一文づつ一人が出すからさういはれてるのである。女や子供は大抵免除されてる譯であるが、まゝ富豪になると婦女子まで出すのを名譽としてゐるものもある。

月捐は會館に屬してゐる商店の店員が、月に定つた額だけを會館に寄附するのである。普通の手代が二百文出すものならば、番頭は二千文くらゐ出すのである。一文捐にくらべて比較的多いやうであるが、一文捐の方はどんな貧乏人でも出すのであるから、安くして月捐の方は主人への奉公の意味なのである。租税にも色々ある。凡そ我同業者で茶を賣るものに、大箱なれば四分を課し、小箱なれば一分五厘を納めるとある。また米一石を賣る毎に錢四文を徴するものや、絹織物を輸出するときまづ觀成堂に行つて検査をうけ、税を納めなければならぬ。絹織物の價は、正月元旦七月一日の兩期に協議の上で決定する。出入の船舶に等級を按じて、いくらと納めさせるものもある。船舶の場合には、たとへ他郷の人の持ち物でも借り手が同郷人ならば、徴収するのである。

四 會館に依る團結力

彼等は會館によつて團結し、その有力なること驚くばかりである。佛國の專管居留地を擴張せんとしたとき、居留地内に死人を入れる丙舎のあるのは宜しくないから、取り除かせやうと命令した。然るに彼等は反對に、遂にボイコットまでやつて、佛國の交渉を退けたことがある。

また同郷人に不利な法令が出たときに、會館の總會を行つて董事から官衙に申し出る。嘗つて廣東地方から積荷して天津へあげる物に、天津では一々品質を検査して税金をかけたが、其では時價の變動に思はず損をしたり、白河の氷結に苦しめられたりして困る。それを廣東會館の董事から申し出て、三年平均の價額を決めることにし、非常に便宜を得たさうである。

また會館に屬してゐる人で、紛議を起すやうなことがあれば董事が仲裁する。これは別に強制力を有つてゐる譯でないけれど、もし董事の公平な調停に應じなければ、自然他の人達とも折り合ひが悪くなることになつて、實際は強制力

をもつてると同様なことになる。もし紛議の相手が他郷の人達であつた場合には、訴訟として届け出るにも名望ある董事が名をかして呉れるので、非常な便宜を得ることになる。

この外商賣上の事にまでいろ／＼と世話をして貰へるので、殊に支那のやうな規則あつて規則ないやうなところでは、効果が著しくあるのである。取引の商品荷造から度量衡のことまで、また傭人の使用法から賃銀のことまで細大となく規定して呉れるので、至極事を運ぶに都合がよい。

たとへば寧波から上海へ貨物を送り出すにしても、個人が一一検査をうけて居つては商機を失ふこと甚しい。そこで會館の董事がそれを引き受けて支辨する。それだけ精確で、事務も捗れば、脱税といふこともない。また漢口から北京へ品物を出すにしても、所々で釐金税を取られて居たら不便此上もない。第一にいくらとられるものやら、第二に時々賄賂もつかはねばならない。それを

董事が引き受けて見積つて拂つて呉れる。

かゝる會館が北京上海とかの重要な都市ばかりでなく、どんな小さな町へ行つてもあるのである。廣西省の梧州へ行つたときにも、湘廣會館のあつたのを見た。故郷に縁める神様——禹王を祀つて互に助け助けられて行くのである。また桑港でも確かバインストリートかと思ふが、其處にも岡州會館があつた。外國人の町に支那式の入口を見たとき、私は支那人の無遠慮なのに驚いたが、またかゝる立派な會館を造り得る彼等の團結を羨しく思ふた。

第五 公 所

一 團結力強き同業者組合

公所は同業者の組合で、營利上のことを議するものである。會館も同郷の同業者を多く含むので、自然に公所の性質を幾分か奪つて、營利上のことに互るかも知れないが、それは本來の使命でなく附隨的に生じて來たものである。之に反して公所は初めから營利のためである。であるから組合員も必ずしも同郷に限らず、他郷の人をも多く含むのである。いな寧ろ郷里に拘りなく集るのが、原則であるのである。

また設立の寄附金を集め、經常費を徴集するにしても、會館であると同郷の出身者なら必ずしも其土地に居らなくとも、縁故をたどつて集める。立身出世

したものなら名譽として出し、故郷に居るものでも他日其町へ行つた時の便宜を思ふて出す。けれども公所になると、其處に住んで居る者しか出さない。いはゞ營利を目的として居るので、營利に關係のない人から出して貰ふ譯に行かなくなる。よしんば同じ町に住んで居つたとて、利害相反して居れば出さなくなるだらう。會館ならば多少利益相反して居ても、同郷の面目上出さねばならなくなるところでも。

また中心とする神様にしても、會館ならば故郷の有力な神を奉じて來るのであるが、公所であると職業の神様を招じ來ることになる。錢業關係の公所ならば財神を祭り、機業ならば機神を祭るのである。

かくして集つた彼等の團結は、頗る強いもので今日の吾々が、やゝもすれば法律以外の規則を眼中に置かないのと比らべて、想像以外なものがある。彼等は中央政府の出した命令を行はないことがあつても、否行はないのが常である

が、公所の定めた規約には殆んど絶対服従なのである。

考ふるに支那はあれだけの大國である。それを一つの法令で支配することは、困難を通り越して無理でないかと思はれる。その缺を補はんがため、公所の規約が非常な有力なものとなつて現はれる。一地方の風俗習慣にびたりと合ふやうに出來てるので、自然に行はるゝことゝなる。まして公所の規約は法令の不利なところを特に示して、官廳に掛け合ひ、地方に適するやうにして呉れるので、なほさら便利なのである。

二 公所の起原及西洋のギルドとの比較

公所の起りはいろ／＼あるであらうが、官吏の横暴に對する自衛といふことも大きな原因の一つであらう。會館が他郷にあつて同郷の利益を主張するやうに、公所は役人との接衝が多いであらう。従つて地方に保甲制度の起つた如く、

都市に公所が生れたのであると見てもよからう。たとへば廣東は、一町一業で昔から七十二行といはれてる。七十二町七十二同業組合である。その公所はやがて一町を含めた組合で、地方村落の保甲とか、郷約とかと同一なものとなる譯である。

この點からいふと、西洋の中世のギルドと似たものである。たゞギルドは市政を司り、政治的に活動したが、公所は支那人のことであるから政治的よりも経済的で、僅かに官吏に對抗して、自己を防衛する以上に権力を振はなかつた。であるから組合以外のものが、組合のものと同じ職業を開いても、壓迫はしても権力で禁止するやうなことはしなかつた。またギルドは政府に對して、納税單位の團體をなしたけれども、公所にはそれが無い。政府に代つて租税を取り立てたり、釐金税を代納したり、或は團體として國債を引き受けたりするくらのものである。

而してかゝる公所が、何時頃からあつたものであらうか。マルコポーロの抗州のことを書いたところに斯ういふてゐる。此町には十二のギルドがある。一つのギルドは概ね一萬二千戸から出來てゐる。一つの家は少くも十二人、多きは二十人四十人も居る。

これは元の時代であるが、その前の代の宋には夢梁錄といふ本があつて、其中に斯ういふてゐる。團と名づけてゐる者もある。城西の花團。泥路の青菓團。行と名づけてゐる者もある。城北の魚行、城東の蟹行。市と名づけてゐる者もある。修義坊の肉市、城北の米市、作と名づけてゐる者もある。篋刀作、腰帶作。

更に遠く唐代にまで溯ることが能きる。我が慈覺大師の入唐求法巡禮行記に唐の武宗の會昌三年——八百四十三年——の六月二十七日の長安の東市の火事のことを述べて、十二行四千餘家が焼けて、官私の錢物や金銀絹藥などのなくなつたことを言ふてゐる。これらは何れもギルト行……の公所をいふてゐるに違

ひないと思はれる。

三 公所の仕事

公所の仕事は、大體會館に類してゐるものもあるが、また公所獨特な徒弟の養成と、同業者の増加を防ぐものもある。

十二三歳から十七八歳の少年を徒弟とするのであるが、徒弟となるには身元保証金や保証人がいる。また徒弟となつても、少くも三年長ければ七年の見習ひがいる。其間は無給かさもなくば、一日十仙たらずの薄給である。もし此間に主人のところを去れば、身元保証金の没取せらるゝのは勿論のこと、再び他の主人に就いて徒弟とならうとしても許されない。

この見習ひが済んでからも、二三年は主人のところでは御禮奉公をしなければならぬ。よしんば賃金を得たにしても、半分は謝恩といふ意味で主人に提供す

る。

これが終ればいよいよ獨立といふことになるのであるが、その獨立がなかなかできないのである。獨立すれば主人は親代りになつていろ／＼な世話をやつて遣らねばならない。そして獨立させて遣れば、自分のいはゞ商賣敵きとなる。そこで獨立できないやうに成るべくする。大抵なものは心捧し切れなくなつて飛び出す。飛び出せば主人はやつかひが一つなくなつたやうなつもりで居る。

もしこの困難に堪えたとしても、これからが骨なのである。主人は獨立に必要な最後の祕傳を授けて呉れない。また公所の組合に加入するには、面倒な手續と莫大な資金がある。これまで他店の公所加入を保証したことのない數名の同業者が、連帯保証しなければならぬ。その保証を幸に得て許可されても、加入金を二三百元も納め、それから盛宴を張つて同業者を招待し、戲場に案内しなければならぬ。

であるからこれだけの金のないものは、何時まで経つても、徒弟で居なければならぬ。もしこれに不平を懐いて自ら開店しても、取引きに不便を感ずるばかりでなく、陰に陽に妨害せらるゝから結局立ち行かぬことになる。

以上はみな公所の習慣であるから、一人や二人で動かせるものでない。この外には労働時間や、賃銀についても嚴重な規約があつて、組合員の都合のよいやうに出来てゐるのである。

第六 商 會

一 全市商人の團體

會館は同郷だけであり、公所は同業だけである。何れも便利ではあるが、範圍が狭いために他郷の人との圓滿を缺き、他業者との折合を悪くし勝ちである。そこで全市の商人の利害を代表する團體が起つて來たのである。

會館、公所について、其短を補ふ爲に生じたのが公議會である。公議會を一名商務公所ともいふけれど、今は公議會といふて置かう。公議會は全市にある會館とか、公所とかの董事か、若しくは勢力ある商店の理事から組織さるゝのである。

組織は會館公所とたいした差はないが、目的は全市の商人に共通な利益と主

張を擁護するのであるから、時によると會館や公所の利益と反するかも知れない。其時は公議會の方が大きいのであるから、會館公所の主張を變更させる。従つて會館公所の人達も全市に關することは、なるべく公議會の決議に俟つことにして居る。

公議會は全市に關するところから、市政を執る官廳と交渉することがある。時には市政問題ばかりでなく、時事問題にも及んで、諮問に應ずることもあれば、また建議し實行を迫ることもある。更に商人と官廳の間に立つこともある。官命を商人に傳へ、また商人の請願を官廳に傳へる。なほ市内の警察事務から土木や救済の事業まで引き受けることもある。また商事に關する仲裁々判を行ふこともある。

公議會の成立が法律による譯でないので、必ずしも官廳の監督を受けず、自由の手腕を振へることもあるが、其弊は大商人が自分の利益のみを考へる點で

ある。そこで政府は光緒二十九年十一月に、商會簡明章程といふ法律を出した。光緒二十九年は千九百三年である。

其要點をあげるならば、各地にある公議會はこの章程に従つて商會と改める。公議會のないところは、共同して商會を設立する。會員は商才あり、財産ある三十歳以上のもの、三十人乃至五十人をあげる。職責は一般の商業會議所のやうなことの外に、商人に代り出訴すること、内國商人及び内外商人の紛議を仲裁し裁判すること、また處に依つては列強より利權を回收することなどもある。商會が中心となつて、外交問題にたづさはるのは、このプログラムによるのであらう。

二 商會の勢力と現行の商會法

然しこれでは商會の勢力が大き過ぎると言ふので、民國になつてからこれを

縮むる法令が出た。日本の商業會議所法に倣つた六十箇條から成る改訂商會法案を參議院に提供し協賛を経て、民國三年九月に公布した。更に細則二十箇條を同年十一月に公布して施行に便利にしたのである。けれども各商會では強硬に反對した。實情に合はないといふのは表面で、實は自分達の權限を狭められたからである。これでも商會なるものが如何に勢力あるものか、窺ひ知られやうと思ふ。政府が法律を出し、新法に従つて組織を改めよと命令したところで、自分達の都合にならなければ頑として聽かないのである。

致し方なく農商部は、自分の方で修正を加へた。今度は四十六箇條の草案として參政院にまわし、同院の決議を以つて民國四年十二月十四日に公布した。現行の商會法はそれである。而して施行細則も、斟酌に斟酌を重ねて十九箇條とし、民國五年二月一日に公布したのである。その大要を示せば以下の如くである。

各市に商會を設け、一地方の中心都市に總商會を設け、全國の中央都市に全國商會聯合會なるものを設ける。たとへば保定のやうなところに商會を置くことになれば、天津に總商會を置き、上海のやうなところに全國商會聯合會を置くことになるといふのである。然し保定に何かの差し障りがあつて、商會を二つ置かねば治りがつかぬといふならば、農商部に願ひ出て其許可を得れば出来るのである。

會員たる資格は、男子で會社の本支店の役員各業の理事獨立の商工業經營者商工業の支配人であれば、誰でもよい。數には制限がないのである。たゞ公權を剝奪されたものや、破産の宣告を受けたものなどはいけない。議員選舉權は會員が凡て有つてるので、投票は單記記名投票法である。被選舉權に三十歳以上の會員ならば誰でもよい。特別議員に、金持ちで商工業に關する學術技藝經驗に富んでるものならば、議員定數の五分の一以内はよろしい。

役員に會頭副會頭各一名を置く。會頭は會を統轄し、會を代表す。副會頭は會頭を補佐する。議員より互選して、農商部に報告する。議員の定数は總商會では三十名乃至六十名、商會では十五名乃至三十名である。職責は大凡そ公議會のところと述べたのに似て居る。たゞ市場恐慌の維持とかいふのが高調されてる。これは民國になつてから特に兵亂が頻發するから挿し加へられたのであらう。

三 商事公斷處章程

商事公斷處章程といふものがある。これは民國二年一月二十八日に公布されたものである。然しその後も修正され、第一回には其年の七月二十八日、農商部訓令第六十二號で行はれ、第二回には三年十一月十九日に、第三回には十四年三月三十一日に行はれたのである。

その第一條に商事公斷處は、各商會に附設するものであるといふ。その第二條に公斷處は商人間の商事に關する爭議を仲裁し、訴訟をせず和解するやう努むるものであるといふ。その但書きに、商人の依頼又は法院の委託あつた時は、清算事務をなすといふ。この第十四條に公斷處は、第二條の事件を受理するけれど、次の二つの條件が必要であるといふ。第一未だ起訴しない事件で當事者相互の同意あつた場合。第二起訴後法院から調停方を依頼された場合。第十五條に既に起訴後の事件でも、商人からの願出または法院の委託ない時でも、當事者が訴訟撤回の意志あるときは、法院に撤回を訴願する権利があるといふ。この第十七條に、その判決は當事者相互の同意に依つて、效力を發生するものであるといふ。第十八條に判決に不服ならば、改めて法院に起訴することが能きるといふ。第十九條に強制執行を必要とする場合には、管轄法院の許可を得てなすといふ。第二十條に係争敗者は、所要費用を收めなければならない。雙

方とも各一理あるならば分擔とする。但し係争物の價額の百分の二を超えてはならぬといふ。二十五條に公斷當事者の依頼に接したる時は、五日以内に書面を以つて當事者に出頭期日を通知すべし。二十六條に判決に際しては當事者雙方の出頭を要し、缺席判決をするを得ず。

以上の條項を見るならば、全く裁判所の條項を見るやうな感がある。商會の團結を計るために、少數の犠牲や、不法の要求を抑へなければならぬので、昔からかゝる習慣があつたやうである。たゞ民國になつて、それを法律の形式で發表したゞけである。裁判所に訴へて大袈裟にするよりは、平素信頼してゐる商會の先輩が、事情をよく知つて裁いて呉れた方がどれだけ穩當か知れない。

四 商 團

商會で兵隊をもつてゐるのがある。これは法規にも何もないのであるが、彼等

は自衛上有することになつたのである。上海と廣東とは特にこの兵隊で有名である。その兵隊を商團といふのである。

孫文が廣東に這入つてから例の理想主義で土地を沒收して、市區改正をやつたり、金持ちに過分な税金をかけたので商會と屢争つた。然し孫文も後には北伐のこともあるので、商會を手なづけることにした。そして商會の兵隊に旗をやると申し込んだのである。

ところが商會はそれを拒んだ。自分達は商人である。政治の移り變る度に、あちこちと變るやうな不安なことはしたくない。商人はあくまで商人で、獨立獨歩でありたい。いま孫文から革命の旗を貰つても仕方ないといふのである。けれども孫文の方でも一度言ひ出したことであるから、是が非でも押し通さねばならなくなつて、茲に大衝突を見たのである。

これにもう一つの原因としてかゝつて來たのは、商會の武器輸入問題である。

はじめ商會では外商から機關銃其他の武器を買ひ込んだのである。これは國際條約で禁ぜられてゐることであるが、孫文の方でも大目に見て居たのである。然るに今や商會と衝突することになつたので、その武器を入れさせてはならぬといふので、途中で沒收してしまつた。

144

大正十三年八月にはそのために、孫文の軍隊と商會の兵隊とで、廣東に大戦争を始めたのである。多くの死傷者を出した。戦争では孫文の方が有利であつたけれども、そのために廣東の市民との折合ひが悪くなつて、孫文も廣東には居り悪くゝなつたのである。

第七組 合

一 苦力幫とデモクラシー思想

労働者の組合に、幫といふのがある。この幫には手工業者の幫もあるが、此方は手工業者の主人達が作るものであつて徒弟が加はるのでないから、純粹の労働者の組合とはいへない。純粹の労働者の組合といへば、苦力幫のことであらう。

苦力幫といふのは、上海などの出稼地へ行つて居る同郷の苦力が、組合を作つてゐるのをいふのである。苦力頭になつて、苦力を一まとめにして指揮號令するのである。苦力頭が苦力を代表して労働契約をなし、苦力に對して責任を持つのである。苦力頭が賃銀を受け取り、その幾分を自分が取り、またその幾分

を別に貯へて置いて、苦力の疾病死亡のときに支出し、その残りを賃銀として渡すのである。

この幫には一定の繩張りといふのがあつて、無闇に侵すことができない。上海の租界に居るものは、租界だけで仕事をして他人の幫を侵しもしなければ、他人の幫から侵さるゝこともない。また幫の利益を主張するために、團結してストライキをすることもある。この時は苦力頭が幫内の苦力の生活を大抵保證するのである。多くの苦力達は概ねその日暮しであるから、持久戦に堪えない。そこで苦力頭が一手に引き受けるのである。苦力頭といへば、貧弱のやうであるが、實は萬を數へる金を持つて居つて、充分にストライキを續け行くことが能きるのである。そして苦力頭と苦力とは、親分子分の關係であるから、能くそれを成し遂げて行くのである。

その苦力頭がもし一人で支辨できない場合には、友幫が援助することになつ

てる。友幫の關係は頗る密接なもので、たとへば賃銀の協定するときにも自分一人の主張でなく、多くの場合に友幫との關係を顧慮して主張するのである。

かゝる組合は歐洲大戰以後急に多くなつた。これまでの古い形を棄て、新しい形の幫——組合となつたのである。支那の苦力達にもデモクラシーの新思想が及んだのである。而してストライキの威力を示したのである。民國五年十月に駐支佛國代理公使は、天津の佛國租界のことで北京政府と交渉することがあつた。この事について苦力達も利害關係を有つたし忽ちストライキを行つた。天津居留の佛國人に使はれてゐる支那労働者は、ストライキすることを決議したのである。そのために佛國も要求を猶豫して、ストライキを止めて貰つたさうである。

それ以來鐵道關係の労働者にも組合が流行して、粵漢鐵道、京漢鐵道にも作られた。そしてその發會式に官憲軍閥と衝突して、京漢全線のストライキとな

つた。軍閥のためにひどい目にあつたが、屈せず、或者は牢に入れられ、或者は殺された。然し吳佩孚が張作霖と戦ふときに、鐵道従業員の機嫌をとるために、牢から出してやらねばならなかつたのである。

二 大正十一年香港のストライキ

大正十一年の春、香港で起つたストライキを述べて、その猛烈なることを示したいと思ふ。丁度私はその直後香港に行つたので、それをまのあたり見ることができたのである。

その始まりは廣東人で、香港の波止場に使はれてる労働者が、日給の割増しを要求したのである。いくら生活費の少ない我々だつて、それだから日給も安くてよいといふ道理はないから、今迄よりも三割を増して貰はねばならないと申し出た。雇主側でも海運繁昌のときなら、幾分か應ずることも出来たらうが、

目下は悲境の最中であるから駄目だと態よくことはつた。もしこれが廣東労働者と雇主側とだけで、すつたもんだをやつて居たのであつたら、もつと早くうまく裁けたのかも知れないが、そこへ香港の政廳がいらぬおせつかいな横鎗を入れたのである。ところがその横鎗を優等民族と自惚れてる官僚の口振りで、支那人の癖に生意氣だといふやうな高壓に出たものだから、人一倍敵愾心の強い廣東の労働者を怒らせることになつたのである。

かうした波止場人足の罷業は、雷同性に富んだ各種の労働者へ油紙に火の付いたやう瞬く間に擴つた。それも果は、香港に居る凡ての廣東人の被雇者に及んだばかりでなく、彼等の悉くが香港を引き上げて廣東に歸ることになつたのである。二月二十八日には酒樓總工會、茶居工會、酒宴總工會、牛羊行工會、協進總工會、茶葉集成工會、工親愛國燒臘行、鷄鴨行の八團體が午後三時の汽車で九龍から廣東へ行く行く歡聲をあげたり、爆竹をあげたりしながら歸つて

行つたが、まだあと五六千人も残つて居たのである。また三月三日には聖保魯病院の看護婦もやめたので孤兒院の女子で間に合せ、新聞社印刷局の職工はよしたが補充がつかぬので休業となつた。もうこうなれば警察も武装し、それが各地で發砲する。

それでつひ香港側は何もかもなく讓歩した。その條件は斯うである。一は支那人の内河船は三割を増すこと、二は西洋人の廣東澳門へ通ふ船は二割を増すこと、三は輸出の船舶は二割を増すこと、四は歐米へ行く船は一割五分を増すこと。それも其筈である。罷業に加つたもの二十九團體十二萬三千人で、損害額は支那の商人側で四千萬弗、外國の商人側で一千万弗、船舶の方で三百萬弗といはれるのである。なほその時の苦しさを語るのを聞けば數限りもない。船が百七十艘も這入つた切りで出られない。労働者側は一日に食費だけで四千餘圓もかゝるけれど金が無いから、粵漢・廣三・廣九の貨錢三割を頂戴することに

した。廣東の市民も米や石炭に差し支へ、造幣廠も釜を休んださうである。それだから香港の人達の困りやうは話にならぬ。薪も肉も容易に手に入らない。政廳が氣を利かせて東華病院の森林を切り出させ、陸軍をして牛肉を賣り出させたから、僅かに凌ぎ得たのである。ところが肝心な煮焚きするものが居らぬので、これまで臺所を覗いたこともない奥様や令嬢が、炊事をしたのださうである。

これはたい通り一遍の話でない。大正十四年にももう一度繰り返へした。政治的に見る影もない支那人の團結心には、一種の戰慄を感じない譯に行かない。

支那の家族と村落終

昭和三年十二月十日印刷
昭和三年十二月十五日發行

不許
複製

支那の家族と村落
定價壹圓廿錢

編輯兼財團法人
市島謙吉

右代表者
東京市牛込區早稻田町三十四番地

印刷者
竹内喜太郎

東京市牛込區榎町七番地

印刷所
日清印刷株式會社

東京市牛込區榎町七番地

東京市神田區表猿樂町二十五番地

發賣所
株式會社
文明書院

會文閣

書

東漢書

不
書

會文閣
書

東漢書

會文閣

GANNANDO-SHOTEN
KANDA TOKYO
店書堂南巖

昭和十四年十一月九日

小牧貴敏 敬呈

32.6.30

勅令八神護守門庭